平成 24 年 9 月 24 日

第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）に関する意見

公立大学協会
会長　奥野武俊（大阪府立大学長）

公立大学は地方自治体が設置する大学として、その設置理念に基づき、地域の中核的な知的拠点としての存在感を示してきました。その立場から「審議経過報告」について、公立大学として特に気になる部分に限り、細かな事項も含め意見を述べさせていただきます。

《第１部　我が国における今後の教育の全体像》

１　Ⅳ　今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点　について

○　国・地方公共団体のみならず、学校、保護者、地域住民、企業など社会の構成員すべてが教育の当事者であるとし（Ｐ27)、その協力のための環境整備を行うという視点は、地域によって異なる経済、財政、文化等の状況に対応するためにも大切であると考えます。

○　一方、国や地方公共団体の役割については連携・共同等の視点で述べられているものの初等中等教育中心となっており、高等教育については国の役割としての「大学の設置認可、財政支援等」についての記述がありますが、例えば公立大学の設置者行政を担う地方公共団体の役割については、何ら言及されておりません。

○　第１期の教育振興基本計画においては、「第４章　施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」の中に「地方公共団体に期待される役割」の項が置かれ、市町村、都道府県いずれに関しても大学設置行政について明記されておりました。

○　教育基本法の第 17 条第２項において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとなっており、第 2 期の基本計画においても、地方公共団体の重要な施策の一つである公立大学の設置について、具体的な記述を盛り込むことは不可欠と考えます。

《第２部　今後 5 年間に実施すべき教育上の方策（案)》

２　第２部全体の構成について

○　第２部では、第１部で示された４つの基本的方向性に基づいて、それぞれ８つの成果目標にそれぞれ成果指標が示され、目標ごとに合計 29 の基本施策が

示されています。

○　高等教育に関する成果目標は、この間の大学分科会での議論を踏まえたものとなっており、公立大学としても既に重く受け止めている内容です。

○　一方、成果指標には、指標として示しやすいものが列挙されることはある程度避けられないことですが、教育の進む道筋を照らす大きな計画の中に、細かな指標をそのまま書き込むことについてはやや違和感があり、今後丁寧な検討が必要だと考えます。

○　さらに、基本施策は、同じく大学分科会の検討内容を踏まえたものですが、今年度から 1～2 年の間に早急に進めていく施策も多く含まれており、今後 5 年（平成 25 年度～平成 29 年度）における施策の内容としては、さらに議論が必要と考えます。「大学改革事項プラン」と教育の将来像を示す「基本計画」との違いを整理していただくことをお願いしたい。

３　公立大学への言及について

○　全体として、国立大学、私立大学への言及に対し、公立大学への言及が欠如している点については、改善を求めたい（例えばＰ80、Ｐ97 の現状と課題、Ｐ100、Ｐ101、Ｐ102）。

※　参考：審議経過報告における用語の出現頻度　「国立大学（法人・附属病院等）」＝30 回、「公立大学」＝1 回、「私立大学」＝21 回、「国公私立大学」＝6 回。

○　特に、国立大学の医学部及び附属病院の無い地域において、公立大学が唯一の医学部・附属病院として医療の最後の砦としての役割を果たしている、福島、奈良、和歌山の県立医科大学をはじめとする公立医学部・附属病院の整備についてはしっかりと念頭において議論いただきたい（Ｐ101）。

○　なお、「基本施策 25　大学のガバナンスの強化」（Ｐ97）において、ただ一か所「公立大学」への言及がありますが、ここで述べられているガバナンス機能の強化は多くの公立大学で取組みが進展しつつあり、この記述の中では国としての施策の内容について明らかにされていません。

４　基本施策２０　地域社会の中核となる大学を支援するＣＯＣ構想の推進について

○　本構想を実現するための国の支援の形は、審議経過報告においては明らかではありませんが、公立大学は従前よりここ（Ｐ87）に示された役割を設置理念に基づいて着実に担ってきており、我々としてはこの構想が審議経過報告において公立大学に対し唯一示された振興策として期待し、さらなる機能強化に向け取組みを進めたいと考えます。

以上

平成 24 年 9 月 24 日

中央教育審議会　教育振興基本計画部会
部会長　　三　村　　明　夫　　様

全国専修学校各種学校総連合会
会長　　小　林　光　俊

「第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に対する意見

専修学校・各種学校にとっての最重要の要望事項について

○　本連合会は、運動方針の重点目標として、専修学校・各種学校（以下、「専修学校等」という。）の振興に不可欠な次の 3 つの柱を掲げています。

①専修学校教育を踏まえた職業実践的な教育に特化した新たな学校制度の創設
②他の学校との格差是正等を含む専修学校等の現行制度の充実・改善方策の実現
③職業教育体系の構築による複線型教育体系の実現とキャリア教育・職業教育の振興

○　他方、改正教育基本法の教育の目標に『職業教育の重要性』が規定されて以降、近年、次の閣議決定や答申に『専修学校等の教育機能の活用、機能強化のための振興』や『各教育段階等でのキャリア教育・職業教育の充実』等が数多く取り上げられています。

・平成 23 年の中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
・平成 24 年の閣議決定「日本再生戦略」　など

○　以上を踏まえ、本審議経過報告に対し、次の事項の見直しや明確化等を要望します。

○　「12-3　各学校段階における職業教育の取組の推進」の『新たな枠組み』(p64)の記述は、上記答申の趣旨を踏まえ、『社会への円滑な接続のため、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな学校種について、先導的試行などの取組を進め、早期の創設を目指す』等の記述に見直すとともに、「⑵主として高等教育段階の学生を対象とした取組」に移動すること。

○　「社会を生き抜く力の養成」(p18～p20、p32～p65)の「初等中等教育段階(幼児教育、義務教育、高等学校)」、「高等教育段階(大学、短期大学、高等専門学校)」及び「生涯の各段階」の 3 区分については、専修学校等も 2 つの学校教育段階部分を整理し(後期中等教育の高等専修学校、高等教育の専門学校)、関連する基本施策等を各段階に記述すること。

○　(多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備)の『実践的な職業教育体系』(p20)の記述は、「基本施策 26」【基本的考え方】の『各学校種の位置付けや役割・機能の分担』(p99)の記述と合わせて、職業教育体系の確立と学校種ごとの役割分担の重要性を強調するため、『実践的な職業教育の体系の構築による複線型の教育体系の中で、学校種ごとの位置付けや役割・機能の分担を明確にし、取組を推進する』等の記述に見直すこと。

○　学生生徒の最終的な学校教育段階から社会への接続支援として、発達段階に応じた早期からのキャリア教育・職業教育の充実と実効性等を高めるため、後掲の「成果目標 4」や「基本施策 12」(p62～p64)で「初等中等教育段階」に関係する施策を「1-6　社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の充実」(p35)に移動、記述すること。

○　以上の文言の見直しや明確化等は、我が国でのキャリア教育・職業教育の位置付け、また、教育を受けることの意義を一層高め、社会の認識を変えるものとなります。そのことが多様なキャリア教育・職業教育の機会を増やし、我が国の将来の教育、「教育立国」を目指す上で極めて重要な要素になると考えます。

○　同時に、現にキャリア教育・職業教育の中核を担う専修学校等の教育内容や水準を、重層的かつ適正に評価し得る評価システムを構築し、専修学校等の教育の質を保証するとともに、我が国のキャリア教育・職業教育の国際通用性を確固たるものとする取組も進める必要があります。

○　他方で、専修学校等の振興、またはキャリア教育・職業教育を充実方策においては、教育を受ける学生生徒の視点に立ち、教育環境の改善・充実、意欲や能力を有しながら経済的・地理的な理由等の困難を抱える学生生徒本人への支援を優先的に進めていただくことも強く要望します。

○　なお、審議経過報告の個別の内容に対しての意見は、別添資料に整理しましたので、上述の要望事項等に関わる項目については、別添資料の意見の内容を反映していただくことをお願いします。

最後に

○　第2期基本計画は、東日本大震災や福島原発事故からの復旧・復興、今後のエネルギー政策による国民生活・経済への影響、若者の雇用失業情勢の足踏み状態、ユーロ圏の債務危機と円高・株安基調による経済不振等、我が国が国内外の様々な課題に直面する中で実施される、今後5年間の教育の方向性であり、その重要性や社会に対する影響は計り知れないものがあると考えます。

○　審議経過報告では、現在の我が国の教育をめぐる課題等に対応して、対処すべき基本施策や主な取組をこと細かく記述しています。今後、答申として取りまとめる際には、第1期基本計画から引き続き盛り込まれる施策・取組は当然のこと、第2期基本計画に初めて盛り込まれた施策・取組についても、我々の世代が次世代に課題等を引き継がない決意をもって臨むことが重要であります。

○　本連合会は、審議経過報告の記述のとおり、将来の我が国の社会を担う子どもたちや若者たちが明るい希望をもって学ぶためには、社会の全ての構成員が当事者としての自覚を持ち、教育に取り組むことが重要であると考えます。そのために欠かせないキーワードは、前回の意見発表でも触れましたが、「キャリア教育・職業教育」、「職業教育体系、複線型の教育体系」、「教育の機会均等、学生生徒への公平な支援」であります。

○　本意見書は、キャリア教育・職業教育を中核的に担ってきた専修学校等の立場から、上記のキーワードを踏まえて整理しました。今後、第2期基本計画が答申として取りまとめられる暁には、上述の要望事項を含めた必要な教育改革が早期かつ確実に前進していくことを重ねて要望します。

以上

【別添】

全国専修学校各種学校総連合会
「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）」の各項目に対する個別意見

「第１部　我が国における今後の教育の全体像」について

Ⅰ 教育をめぐる社会の現状と課題

○　変化の激しい時代にあって、我が国が「教育立国」として相応しい教育を実践し、かつ、「持続可能で活力ある社会」を支えていく人材を育成するために、国は次の事項に取り組むこと。

・職業教育体系を確立し複線型の教育体系を構築すること。
・複線型の教育体系において、各学校種の役割・機能等を定義・可視化し、特色・個性を活かした多様な教育機会を提供すること。
・上記の２点が我が国の教育制度において重要であることを、広く国民や社会に示し、理解を得ること。

○　学生生徒が進学・就学する学校の置かれた立場から「格差の再生産・固定化」を見た場合、専修学校・各種学校（以下、「専修学校等」という。）には他の学校種にはない様々な固有の格差が存在している。そのために専修学校等を志願する者、または現に学ぶ学生生徒本人にも、その制度的・経済的な格差の影響が及んでいる。国は、国民に等しく将来の希望に向けた教育機会を受ける権利を保障すること。

○　東日本大震災で救助・救援活動に携わった人々、また、被災地の復旧・復興を担っている人々の「職業的な使命感」を目の当たりにし、高い志を持った児童生徒・学生に対し、未来志向の復興や社会づくりを担う人材として育成していくための教育が必要である。その際、国は、故郷の被災地に留まり進学、就学を継続している場合だけでなく、被災地から避難している場合でも、復旧・復興の強い思いを持ちながら、様々な困難等を抱える児童生徒・学生には、就学機会の提供等を支援すること。また、国は、各学校種の特色・個性を活かした被災者支援等の実践経験を、今後の人材育成の学校種間の教育連携の仕組みとして活かすことも、震災の教訓とすること。

Ⅱ 我が国の教育の現状と課題

○　「第１期基本計画の成果と課題」は、①義務教育修了までの段階、②高等学校進学以降の段階（高等学校教育段階、高等教育段階）、③生涯学習に分けて記述している。この区分は審議経過報告全体を通した軸として用いられ、後段の基本施策で「専修学校等の教育振興」や「キャリア教育・職業教育の充実」の記述の希薄さにもつながっている。答申では、後期中等教育段階の高等専修学校、高等教育段階の専門学校、生涯学習段階の専修学校等という学校教育段階別の記述の加筆・見直しに加え、３つの段階別にキャリア教育・職業教育の課題や基本施策を記述するように整理すること。

Ⅲ ４つの基本的方向性

○　「⑴社会を生き抜く力の養成」は、教育段階を次のように記述している。

・「初等中等教育段階修了まで」では、小学校就学前の教育、義務教育及び高等学校を記述。
・「高等教育段階修了まで」で大学、短期大学、高等専門学校を記述。

この記述の中には、後期中等教育機関の高等専修学校、高等教育機関の専門学校に触れていないため、答申では、専修学校等も２つの学校教育段階別に記述すること。

○　「⑵未来への飛躍を実現する人材の養成」では、『グローバル化等に対応しつつ新たな社会的・経済的価値を創出する』という人材像・能力を示し、『すべての人材にとって必要なもの』と指摘している。しかし

ながら、その育成は高等教育機関が果たす役割が大きいとし、特に大学や大学院を念頭に置いて記述を整理しいている。ユニバーサル化した高等教育では、特色ある多様な教育を提供することこそ「教育立国」を目指す道筋である。国は、グローバル人材の育成において高度な職業教育を担う専修学校等も含めること。

○　「⑶学びのセーフティネットの構築」の指摘どおり、教育が『個人及び社会全体にとってのセーフティネットの機能』を有し、学校以外の学習機会を含め、『誰もが教育機会へアクセスできる環境の整備を図る』方向性は重要である。この趣旨を踏まえ、前述のとおり、国は、現に専修学校等で学ぶ約 77 万人以上の学生生徒に対して、初等中等教育段階又は高等教育段階の他の学校種と同等の経済的、学習面・生活面での支援を行うこと。

○　「⑷絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に関して、専修学校等では、次のような広域的なコミュニティの課題解決に向けた取組も支援している。

・学校支援地域本部が行うキャリア教育推進事業の取組への連携・協力
・東日本大震災における専門分野の特色・個性を活かしたボランティア活動の実施

今後も、専修学校等のキャリア教育・職業教育が地域コミュニティの形成・活性化の一助となることも十分考えられることから、国や地方自治体は、地域コミュニティを支援する主体として専修学校等を積極的に活用すること。

Ⅳ 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

○　国や地方自治体の教育政策の目的が、『教育を受ける者の私的な選択・負担や市場原理』だけに捉われないことは理解できる。しかしながら、私的な選択や市場（産業界）で高く評価されている専修学校等に、何ら『公的な関与や費用負担』を講じないことは、真に「教育の機会均等」を確保しているとは言い難い。今後、国は、実際の教育現場の課題を重視した個別の対応として、キャリア教育・職業教育の充実の観点から、専修学校等の学生生徒に対して公的支援策を講じること。

○　『教育の在り方自体が画一でなく多様であること、関連する制度が柔軟であり、かつ全体が調和していること』の尊重は重要な考え方である。ただし、中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（以下、「中教審答申」という。）でも既に指摘されているとおり、現実には、例えば、職業教育を積極的に受けることの意義、職業教育の成果等を未だに評価しない社会的認識の問題がある。国や地方自治体は、その問題を十分に考慮して教育行政を遂行すること。

○　『学校教育と職業生活等の円滑な接続に十分意を用い、教育体系の多様化を含め、地域・学校の実情に柔軟に対応した教育を可能とする環境整備などを図っていくこと』は、複線型の教育体系の構築の考え方に通じるものである。国は、多様かつ柔軟な『生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続』の実現を図り、個人の特性・能力等に応じた進路選択を普及・定着していくこと。

○　『教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働』の指摘のとおり、施策と財政の両面での連携・役割分担が重要である。国の役割は『教育に関する基本的制度の枠組みの設定』や『全国的な基準の設定』、『教育振興に向けた社会全体への旗振り』等であることから、国は、中教審答申の提言『職業実践的な教育に特化した新たな枠組み（新学校種）』の早期創設に向けて具体的な作業に取り掛かるとともに、制度創設の必要性の普及啓発を行うこと。また、地方（都道府県）の役割は『教育条件整備に対する支援』や『教育事業への支援措置』等であることから、地方自治体は、国に財源措置を求めつつ、専修学校等の学生生徒に対して公的財政支援を手厚く実施すること。

「第２部　今後５年間に実施すべき教育上の方策（案）」について

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策　　１．社会を生き抜く力の養成

○　答申では、「社会を生き抜く力の養成」について、専修学校等の学校教育段階ごと（後期中等教育段階での高等専修学校、高等教育段階での専門学校）に基本施策を整理して記述すること、また、初等中等教育段階からキャリア教育・職業教育の充実や社会への接続等について記述すること。

（1）主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組

■基本施策１　確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

高等学校以前の段階で、国や地方自治体は、生徒の適性・能力に応じて適切で多様な進路指導（高等専修学校を含めた進路選択・決定）を推進すること。一方、高等専修学校では、現に実践するキャリア教育・職業教育を通じて、自信を持たせ（自立）、周りへの信頼を抱き（協働）、探求する（創造）姿勢を持たせ、学習意欲・習慣の改善・向上を図ること。高校教育で、国や地方自治体は、各高校がキャリア教育・職業教育を通じて多様化した興味・関心、能力・適性等を見極めつつ、将来の目標を持たせて“卒業までの間に身に付けること”を意識させる指導を徹底させること。また、国や被災三県は、被災した故郷で学ぶ児童生徒に対して、専修学校等の教育資源を活用したキャリア教育事業（疑似職場体験、短期のキャリア教育・職業教育の講座の提供等）を行うこと。

■基本施策２　豊かな心と健やかな体の育成

国は、不登校の子ども等の教育機会の確保の仕組みとして、高校と高等専修学校又は各種学校との連携教育を実質化することが重要である。具体的には、高校での高等専修学校又は各種学校の授業科目の履修認定、生徒・保護者の希望に応じた高校から高等専修学校への転入等を推進すること。

■基本施策３　教員の資質能力の総合的な向上

大学入学資格付与の指定を受けた高等専修学校の教員で免許を所持する者は、教員免許更新制の免許状更新講習の受講資格に該当する。しかし、厳密には受講義務はなく、修了確認期限を経過しても免許状が失効しないとしている。高等専修学校教育の質保証の観点から、国や都道府県教育委員会は明確かつ実効性のある対応を行うこと。

また、国や都道府県教育委員会は、教員のキャリア教育・職業教育の重要性の意識の涵養、指導力の向上を図るため、企業での職業体験のほか、地域の専修学校等での教育体験等を実施し、自らの体験を児童生徒に語れるようにすること。

■基本施策４　幼児教育の充実

昭和 55 年まで専門学校は幼稚園教諭（Ⅱ種）の養成機関として、当時の文部省から指定を受けていたが、その後は現在に至るまで新たな指定を受けていない。そのため、同じ教育分野の専門学校の中で、幼稚園教諭と保育士の両資格を取得できる機関と、保育士の資格のみが取得できる機関が併存している。保育士を養成する各専門学校は優れた専門教育の実績等を有し、現に社会から広く評価されている。国は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を一層促進する観点から、今後、新たに専門学校を幼稚園教諭の養成機関として指定すること。

■基本施策５　特別なニーズに対応した教育の推進

専修学校等でも身体的障がいや発達障がいのある学生生徒を受け入れている事例がある。さらに地方交付税の対象項目にも「特別支援教育の充実」が明示されている。特別支援教育の推進は国の施策であることから、国は、専修学校等を含めた教育機関全体に支援措置を講ずること。

■基本施策６　各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

国は、早急に職業教育体系を確立し、高等学校以前の段階で、生徒の興味・関心、能力・適性と、複線型の教育体系における各教育機関とのマッチングが適切に行い得るようにすること。

（2）主として高等教育段階の学生を対象とした取組

■基本施策７　学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

専門学校は学校教育法上で「高等学校における教育の基礎の上に」職業教育等を行うと規定され、高等学校教育との接続が明確だが、大学は高等学校教育との関係が明確でないため、大学と専門学校の教育における個性・特色、使命・役割を分担する重要な要素となっている。高等学校と大学の接続等の制度や手法等は専門学校にとって重大な問題となるため、国は慎重な検討を行い運用を定めること。

大学の改革サイクルを実質化し、改革の取組状況を様々な支援措置と連動することは重要である。ただし、高等教育の学習成果を社会全体が享受する観点から、国は、専門学校を含む改革に取り組む全ての高等教育機関を支援措置の対象とすること。

■基本施策８　大学教育の質の保証

教育の質保証は高等教育機関共通の課題であり、専門学校においても教育の改善・向上の可視化を促進することが重要である。今後、義務化された学校評価の完全実施、努力義務・任意の学校関係者評価や第三者評価（企業や経済団体、職能団体と連携した分野別のアウトカム評価の体系化・組織化等）の普及・定着など、国は、職業教育の特色を踏まえた質保証のシステムの確立や教育活動等の情報公開の促進、PDCA サイクルによる教育の改善・向上の取組を推進すること。

また、国際的な質保証についても、「日本再生戦略（工程表）」[*1] に、『専門学校での学習成果を海外で証明できる仕組みの構築』との目標が設定されていることから、国は、専門学校においても共通する取組として体制や基盤を強化すること（*1；「Ⅱ我が国経済社会を支える人材の育成～人材育成戦略～」の「2.世界と日本を支える人材を生み出す高等教育等」の項目「専門学校への留学支援」）。

■基本施策９　初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実

初等中等教育と高等教育の接続の円滑化・充実を図る際には、国は次の施策を同時並行的に推進すること。

・職業教育体系の確立とキャリア教育・職業教育の充実、高等教育機関の役割分担の明確化

・生徒個々人の意欲、能力及び志望等の確実な把握と、最も適切な進路の選択・決定の担保

（3）生涯の各段階を通じて推進する取組

○　前述のとおり、答申では、専修学校等に関する基本施策等のうち学校教育段階に関わる基本施策等は、高等専修学校は初等中等教育（高校）段階で、専門学校は高等教育段階で記述すること。

■基本施策１０　現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

専修学校等は、地元の高校からの進学や地元の企業への就職が多いこと、学生生徒が地域のボランティア活動に参加していること等、地域的な繋がりが強い。国は、職業教育等を通して地域の課題解決の一助となる教育機会を提供する専修学校等を、地域で連携・協働する多様な主体として位置付けること。

■基本施策１１　学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

専修学校等は民間教育事業者とは異なり、学校教育法に定める学校評価等を通じて質の保証に取り組むことが基本である。ただし、専修学校等は、正規課程のほか個人や社会のニーズに応じて多様な学習機会を提供する生涯学習の観点や、実践的な職業教育の国際通用性を促進する観点から、国際規格（ISO29990）による質の保証・向上にも対応すること。

○　「成果目標４（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）」について、前述のとおり、早期からキャリア教育・職業教育を実施する重要性が中教審答申や「国家再生戦略（若者雇用戦略）」で指摘されている。したがって、答申では、以下の点に留意し記述すること。

・学校教育（初等中等教育及び高等教育）の発達段階に応じて取り組むべき事項の目標・指標、基本施策を整理すること。

・その上で初等中等教育に関する事項は「（１）主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組」に、高等教育に関する事項は「（２）主として高等教育段階の学生を対象とした取組」に記述すること。

■基本施策１２　キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

各学校教育段階で社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせ、社会への接続を支援するため、国は、次の事項に優先的に取り組むこと。

・実践的な職業教育体系を確立し、明確な複線型の教育体系を構築すること。

・複線型の教育体系の重要性、学校教育段階でのキャリア教育・職業教育の充実の意義を社会広範に普及・定着すること。

答申では、【主な取組】のうち、少なくとも学校教育と関係が深い「社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進」、「各学校段階における職業教育の取組の推進」及び「社会への接続」の取組は、「（１）主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組」又は「（２）主として高等教育段階の学生を対象とした取組」で記述すること。

【主な取組】「各学校段階における職業教育の取組の推進」の『高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組み』は、中教審答申における重要な教育政策提言である。中教審答申の趣旨のとおり、“新たな学校種の早期創設”を明記し、「（２）主として高等教育段階の学生を対象とした取組」に移動して記述すること。

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策　　２．未来への飛躍を実現する人材の養成

■基本施策１３　優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

「日本再生戦略（工程表）」[*2]には、『クリエイティブ産業分野の専門学校等の拡充支援、海外からの留学生受入れ拡大』が明記され、専門学校はファッション、コンテンツ、観光、食といった成長分野等の人材養成の中核的な教育機関として取り上げられている。国は、優れた才能や個性を伸ばす高等教育機関に専門学校を含め、多様で高度な学習機会等を提供する取組を支援すること（*2；「Ⅴ経済連携の推進と世界の成長力の取り込み～アジア太平洋経済戦略～」の「6.クールジャパンの推進」の項目「クリエイティブ人材育成の強化」）。

■基本施策１５　外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

「日本再生戦略（工程表）」[*3]で、2015 年度までに実施すべき事項として『目標：専門学校の留学生数 4 万人』が明記され、専門学校は留学生受入れ 30 万人計画の一端を担っている。国は、他の高等教育機関と同様、専門学校の外国人留学生に対する制度的・財政的支援（学費等の経済的支援、我が国での生活・就職の支援等）を講ずること（*3；「Ⅱ我が国経済社会を支える人材の育成～人材育成戦略～」の「2.世界と日本を支える人材を生み出す高等教育等」の項目「専門学校への留学支援」）。

同様に、「日本再生戦略（工程表）」[*3]で、2014 年度までに実施すべき事項として『専門学校の学習成果の国際的な通用性を確保するための質保証の推進（海外の学校との共同プログラムの実施等）』が明記されている。国は、【主な取組】「大学・専修学校の国際化のための取組への支援」の記述のとおり、専門学校に

おける『海外の学校との共同プログラムの実施等の国際的な通用性を確保するための質保証の取組』を推進すること（*3；上記参照)。

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策　　３．学びのセーフティネットの構築

○　「成果目標６（意欲のある全ての者への学習機会の確保)」において、特に『能力と意欲を有するすべての者が高等教育を受けられるようにする』ことは国民の権利として重要な考え方である。国や地方自治体は、どの高等教育機関であろうと、本人の能力と意欲をしっかりと有する者が進学できるよう、教育格差を改善すること。なお、高校中退者の中には高校教育に馴染めずに中退した者も存在する。したがって、国や地方自治体は、高校中心の多様な教育機会の提供に限らず、キャリア教育・職業教育に長けた高等専修学校又は各種学校も活用すること。

○　成果目標６の成果指標『低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合』については、他の学校種に比べて、特に低所得世帯の学生生徒が多い専修学校等を十分に考慮する必要がある。授業料減免を行う専修学校等への公的財政支援は、所轄庁（都道府県）により措置されている場合もあるものの、国としての支援はなく、地域的制約が教育格差を生む状況が見られる。国は、学生生徒の進学、就学継続を保証するために授業料減免を行う専修学校等への公的財政支援を制度化すること。

■基本施策１６　教育費負担の軽減に向けた経済的支援

『保護者負担を軽減する』、『意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とする』という基本的考え方は、次の点が前提条件となる。

・多様な学習機会の提供と選択・決定が保障されていること。

・すべての教育機関において、公平な財政的支援を受けられること。

実際に、高等学校等就学支援金制度は、経済的な理由から授業料の滞納・延納、さらに中途退学を迫られる生徒が多い私立高等専修学校で状況が改善される等、明確な政策効果をあげている。国は、高等学校と同様、高等専修学校に対して更なる教育費負担の軽減措置を講ずること。

また、【主な取組】「大学等に係る教育費負担軽減」についても、専門学校の学生は低所得世帯が多く、奨学金や教育ローンで学費をまかない就学する事例も多い。国は、給付型奨学金など経済的負担を相当程度軽減する制度の創設を実現すること。

なお、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の対象となる専門学校は修業年限２年以上のため、調理師や製菓衛生師、あるいは大学卒を対象とする社会福祉士等を養成する修業年限１年の学科は対象となっていない。国は、「学びのセーフティネットの構築」を促進する専門学校の柔軟な制度に合わせて奨学金制度を見直すこと。

■基本施策１７　学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

実際に、専修学校等は、低所得者世帯の学生生徒を受入れ、特色のあるキャリア教育・職業教育を通じて学び直しを実践している。他方で、経済的に困窮し、かつ教育訓練の機会に恵まれなかった若者たち等で、就職を強く希望する者に対して求職者支援訓練を実施する専修学校等も少なくない。国や地方自治体は、地域社会全体として若者たち等の教育や就職支援を行う場合、専修学校等を重要な資源として活用すること。

また、専修学校等では、多様かつ柔軟なキャリア教育・職業教育を実践し、将来の職業をしっかりと学生生徒に意識させ、仕事に就くことの動機づけを適切に指導している。国は、特に『高校中退者等に対する学び直しの機会の提供』において、高等専修学校又は各種学校を活用すること。

○　「成果目標７（安全・安心な教育研究環境の確保）」の『学校等施設の耐震化、防災機能強化』は、同じ学齢の学生生徒でありながら、学校種の違いによって教育環境の安心・安全の程度・水準に差が生じないよう、全学校種を対象とすることが基本である。また、災害によって学校教育の継続性が絶たれ、国民が希望する教育を受ける権利が失われないよう、どのような教育を提供する学校種であっても共通的に支援することが重要である。答申では、成果指標の『私立学校施設』や『私立大学等』に専修学校等を含め、他の学校種と同様に耐震化や防災機能強化等を促進することを明記し、国は、私立専修学校等で学ぶ学生生徒の安全・安心を確保すること。

■基本施策１８　教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

専修学校等を含むすべての学校種は、等しく地震防災対策計画の策定等の取組を義務づけられている。しかしながら、当該計画を具体化する上で不可欠な耐震化や防災機能強化等において、これまで専修学校等にはほとんど支援がなかった。

漸く「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」の事業化により、平成 23 年度から「専修学校の防災機能強化事業への補助」が創設され、学校施設耐震改修事業に対する補助は、高等専修学校は高校と、専門学校は大学等と同様に措置されることとなった。しかしながら、補助制度と同時に創設された「耐震改築事業に対する長期低利融資」（日本私立学校振興・共済事業団）は、低利融資の利率を「小学校から大学」と「専修学校等」に区分し、専修学校等の負担が大きくなっている。国は、専修学校等に対しても特別利率（3 年間無利子等）を適用するよう、取扱いを是正すること。

また、特に専修学校等の「安全・安心で質の高い教育環境の整備」について、国は、耐震化に関連して「専修学校等への激甚災害法の適用」、生徒の安全・安心に関わる「高等専修学校の日本スポーツ振興センター災害共済給付への加入」等を改善すること。

Ⅰ　４つの基本的方向性に基づく方策　　４．絆づくりと活力あるコミュニティの形成

○　「成果目標８（互助・共助の活力あるコミュニティの形成）」について、専修学校等では次のような取組を実施、あるいは実施する予定となっている。そのため、今後、専修学校等においても、地域の多様な世代に対する実習施設の開放、身近な専門教育の提供等も増えていくことが考えられる。

・文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」で、地域の経済の活性化や成長分野の起業等も目的として、専門学校が大学、地元の企業や経済団体等と連携し、育成プログラムや達成度の評価基準の開発等を実施。

・若者雇用戦略の提言「地域キャリア教育支援協議会（仮称）」が行うメニューに『専修学校の実習施設を活用した疑似職場体験の機会の提供』を例示。

国や地方自治体は、活力あるコミュニティの形成に関わる主体には専修学校等を含めるとともに、コミュニティ形成に向けた取組を行う大学や専修学校等に対して積極的に支援すること。

■基本施策１９　活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進

専修学校等（特に専門学校）は、次のようなコミュニティの絆づくりに向けた取組も行っている。

・資格取得希望者に対する講座、若年無業者や離転職者等に対する職業訓練を実施する等、地域社会を構成する人材の育成。

・文部科学省「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を通じた、被災地の復興や地域の発展を担う専門人材の育成、地元への定着の促進　など

国は、このような専修学校等の実績を基本施策の取組に反映し、支援すること。

また、【主な取組】「社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取組の推進」や「地域とともにある学校づくりの推進」についても専修学校等の実績を活用することが重要である。国や地方自

治体は、前述のとおり、専修学校等の『地域キャリア教育支援協議会（仮称）』への参画を促し、キャリア教育・職業教育の様々なメニューの活用を通じて、各地域の取組を実質化すること。

■基本施策２０　地域社会の中核となる大学を支援するＣＯＣ構想の推進

専修学校等（特に専門学校）は、文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」で、大学等の異なる学校種、企業や行政等と連携し、それぞれの機能や強みを活かした新たな人材育成プログラムの開発等に取り組んでいる。国は、地域コミュニティの活性化のため、このように様々な主体による協働を推進し、このような協働の取組を通じて厚みのある高等教育を構築すること。

■基本施策２１　豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

『子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの充実』や『職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大』の取組では、前述の「学校支援地域本部」のキャリア教育支援事業と同様、専修学校等の取組を活用することが重要である。国や地方自治体は、専修学校等が多様なメニューを提供できるよう支援すること。

Ⅱ　４つの基本的方向性を支える環境整備

■基本施策２２　現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

『国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行う』ことに関連して、国は、児童生徒の多様な進路選択・決定を担保する進学指導（後期中等教育段階の高等専修学校、高等教育段階の専門学校への進学を含む）を地方教育行政に徹底すること。

今後、職業教育体系の確立による複線型の教育体系の中にあっては、多様な教育機会の提供、特に地域人材の育成の観点から、職業教育を受けることも視野に入れた進路の相談・助言が実現できるよう、地方教育行政の在り方が変わる必要がある。実際の教育現場で後期中等教育段階の進路の多様化を促進するため、都道府県は、高等学校の計画進学率を議論する際に、公私立の高等学校だけではなく、高等専修学校を含めること。

■基本施策２３　きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備

高等学校等では専門学校のキャリア教育・職業教育の出前授業等を活用する事例があるほか、経済諸団体でも小中高校の児童生徒を対象とする多様なメニューを提供し、それぞれ学習意欲・勤労観等の醸成、能力の向上等において効果を上げている。国や地方自治体は、キャリア教育・職業教育の実質化に向けて、企業・専修学校等の関係者を外部講師として活用すること。

■基本施策２４　良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

CO_2排出量の削減や省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用等は、実習や実験を多用する教育分野の専修学校等にとって、教育の質の維持・向上を図る観点から重要な課題である。専修学校等は小規模校が多いことから、設備導入のコストは大きな負担となる。国は、CO_2排出量の削減や省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用等に取り組む専修学校等に対して財政的支援を創設すること。

また、高齢者や障がい者に対しては、専修学校等のキャリア教育・職業教育を含む様々な教育機会の提供を促進し、就職や社会活動への参加等を支援し、ノーマライゼーションを確立することが重要である。国は、全学校種に対してバリアフリー化推進のための公的な財政的支援を行うこと。

■基本施策２５　大学におけるガバナンスの機能強化

日本私立学校振興・共済事業団は、高等教育機関や学校法人を対象とするガバナンスの機能強化のための研修等を無料で実施している。小規模校が多い専門学校等もガバナンスの機能強化は重要事項であるが、現在、日本私立学校振興・共済事業団の研修等は専門学校や専門学校のみを設置する学校法人を対象としていない。国は、今後、私立専門学校が必要とする日本私立学校振興・共済事業団の研修等を受講できるよう、

公平な取扱いに是正すること。

また、専修学校等の教育の質保証の促進について、現在、文部科学省「専修学校教育の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」において、学校評価や教育活動・財務情報等の積極的な公開の取組の目安となるガイドラインを作成することとなっている。今後、本連合会としても、専修学校等における学校評価や積極的な情報公開が一層促進されるよう、各専修学校等への働きかけを強化していかなければならない。

■基本施策２６　大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進

個々の高等教育機関が個性・特色を発揮し、教育研究資源として有効利用される観点から、『各学校種ごとの位置付けや期待される役割・機能』を検討することは大変重要である。しかし、本基本施策では、特に大学を主対象に高等教育の在り方を指摘するに止まっている。

高等教育機関の役割分担の観点から、国は、専門学校のキャリア教育・職業教育の機能を強化・充実させる方策を、制度面かつ財政支援面から実施すること（例えば、先進的・先導的なキャリア教育・職業教育の好事例を普及する事業、学校種を超えて相互の強みを活かす共同の教育課程の制度化、教育の質保証や教育内容の高度化等に関する組織的かつ体系的な取組への支援等、専門学校の教育機能の強化に資する様々な方策を講ずること）。

■基本施策２７　大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備

財政基盤の強化や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実は、専門学校を含む高等教育共通の課題である。大学以上に専門学校は私立が多いため（学校数で 94%、学生数で 96%）、国は、専門分野の人材養成の充実を図る私立専門学校に対しては手厚い公的財政支援を講ずること。

また、研究設備整備費（情報処理関係設備）及び教育研究装置等施設整備費については、私立大学と同様に私立専門学校にも公的財政支援が制度化されている。しかし、私立大学とは運用面での取扱いが異なっている（私立専門学校はリースが認められず、買い取りに限定される）。国は、私立専門学校の既存の施設設備整備費の支援措置を有効利用する面から見直すこと。

また、『寄附税制の拡充、寄附制度の普及啓発や先進事例の紹介等』も、高等教育全体にとって重要な取組である。国は、私立専門学校に対して大学と同様の情報提供や研修機会の提供を行うこと。

■基本施策２８　私立学校の振興

今後、専修学校等も学校評価や積極的な情報公開の促進を通じて、教育の質保証の実質化に一層取り組んでいかなければならない。そのためにも、『教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める』取組が一層重要となる。国は、「多元的な資金調達の促進」や「学校法人に対する経営支援の充実」等の取組みにおいて、私立専修学校等に対しても他の私立学校と同様の支援措置を講ずること。

■基本施策２９　社会教育推進体制の強化

社会教育行政においては、地域の学びを支える人材の育成・活用の観点から、専修学校等の教育機能を活用することが重要となる。国や地方自治体は、社会教育上の施策においても専修学校等との連携・協力等を推進すること。

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援

○　【主な取組】の構成は、全体の構成に合わせ（主に初等中等教育段階）、（主に高等教育段階）及び（生涯の各段階）の３つに区分し、専修学校等は（生涯の各段階）のみで記述している（詳細は前掲の基本施策に対する指摘で記述しているが、初等中等教育段階及び高等教育段階での主な取組には専修学校等の言及がない）。前述のとおり、本来、学校教育段階別の各基本施策に、発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進・充実、キャリア教育・職業教育の中核的な役割を担う専修学校等の取組が記述されていなければならない。

現に学校教育段階において、専修学校等は被災地の学校、企業・施設、経済団体等と連携・協力して「東日本大震災からの復旧・復興支援」のための人材育成に取り組んでいる。答申では、本章も含む全体を通じて、初等中等教育段階、高等教育段階及び生涯の各段階の専修学校等の位置づけ、役割・使命、取組を明確にし、整理して記述すること。

以上

平成２４年9月１４日

中央教育審議会教育振興基本計画部会
三村　明夫　部会長　様

全国特別支援学校長会
会長　井上　正直

中央教育審議会第２期教育振興基本計画について

教育振興基本計画部会におかれましては、この間の精力的なご検討に敬意を表するとともに、本会にこのような意見表明の機会をいただいたことに感謝いたします。

全国特別支援学校長会（以下：全特長）は、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱等の幼児児童生徒（盲・聾学校専攻科等に在籍する 20 歳以上の生徒も含む）を対象とした全国の特別支援学校 (公立・私立を問わない)の校長を会員とする教育研究団体です。

２０１０（平成２２）年７月、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置されました。２０１０（平成２２）年１２月、特別委員会として論点整理をまとめ、同年２０１１（平成２３）年５月、同特別委員会の下に、合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループの報告も踏まえ、特別委員会報告を取りまとめ、7月１３日の初等中等教育分科会でこの報告について審議しました。

一方、２０１１（平成２３）年８月５日に施行された障害者基本法の一部を改正する法律では、第一章に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が、目的として掲げられました。

全特長としては、この「共生する社会」、すなわち共生社会の実現に向けて、特別支援教育の果たす役割は大きいと考えます。乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制が整備され、すべての学校で共生社会の実現を目指す教育を行う必要があります。

また、共に学ぶ教育の実現には教育条件の改善が必要であります。全特長は、障害者権利条約の理念である共生社会の実現を目指して教育の在り方について「全特長ビジョン」を作成し、提言を行っています。

その中で、強く述べていることは、特別支援教育は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、そのための体制整備を総合的に推進することが重要です。

また、特別支援教育の理念は、障害のある幼児児童生徒の教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎を築くことであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっていると考えます。

今後５年間に実施すべき教育上の方策（案）で、４つの基本的方向性に基づく、８の成果目標と２９の基本施策をまとめられました。このことについては、全特長としては、全面的に支持します。

特に、全特長の立場からは、「基本施策５　特別なニーズに対応した教育の推進」を中心に意見を述べます。

５－１

＜自立と社会参加を確かにする仕組みの姿としての交流及び共同学習の充実＞

義務教育段階では、個々のニーズを踏まえて、近隣学校との交流及び共同学習を行うことが重要です。今後は、小・中学校に地域教育籍(仮称)、特別支援学校に専門教育籍(仮称)が置かれ、個別の教育支援計画に基づき、それぞれの籍がある学校での教育の比重を適切に定めるなど、小・中学校と特別支援学校双方の教育資源を有効に活用し、最大限の教育成果を上げることも必要です。

さらに、病気の子どもの就学については、入院の有無にかかわらず、地域の小学校、中学校等との円滑な連携により、自宅等への訪問教育を含めた特別支援教育が実施されることが大切です。

＜本人の希望と特性を生かす教育システムの整備＞

後期中等教育の充実のため、特別支援学校高等部においては、社会参加を想定した学科が複数設置されるなど、本人の希望と特性を生かす教育システムが確立していることが重要です。また、提携高等学校と単位互換協定等を締結したり、高等学校で障害のある子どもを高校籍として受け入れるシステム等が工夫され、特別支援学校や地域の人的資源を活用しながら教育できる体制を進め、日常の中で、障害のある子どもと障害のない子どもの学び合いが根付くことが大切です。

５－３

学校教育の充実は、直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きく、変化の激しい時代にあっては、教育の中心は幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えながら幼児児童生徒に「社会を生き抜く力」を育てていくことが重要です。

教員の資質能力は養成、採用、研修の各段階を通じて生涯に渡って形成されるものであり、その向上のために、各段階を通じて、関連の施策を総合的に推進することが大切です。

養成段階では、大学等において、特別支援教育の教員免許状を取得できる講座を確保することが重要です。

特別支援学校の教員が、特別支援学校教員免許状取得率１００％を達成するための制度改革を行うことが求められます。これは、特別支援学級の免許にも言えることです。現状では、現職の職員が希望しても、教育委員会主催の講座では、受講できるだけの講座が設けられていません。

採用段階では、魅力のある職業としての教職を教育委員会から発信していくことが大切です。教育委員会主催の学校見学会等の機会を設け、広く募集していくことが考えられます。

さらに、現在、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議が設けられていますが、各学校における人材の確保や研修時間の保障が求められます。

小学校・中学校における少人数学級の推進を図ることが、個に応じた教育の一層の充実につながります。

特別支援学校は、蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての役割が期待されています。特別支援教育コーディネーターの配置が必要です。さらに、保健・福祉・医療・労働等との連携や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視機能訓練士・心理の専門家・介護福祉士等の専門的な人材の活用を図ることが重要であり、それらの専門職員の配置の検討が必要です。

職業教育の充実を図るための就労コーディネーター等を配置し、卒業後の進路先確保を容易にし、生活支援体制の整備も行政と連携し充実していることが重要です。臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が配置され、専門家の視点の導入と活用により指導方法の改善が図られることも大切です。また、小・中・高等学校の教育相談コーディネーターと連携し個別の相談に効果的に対応できていることも必要です。

大学や専門家と連携し、障害種による学びの特性を理解したうえでの教授法の改善が必要です。学校の教員がはじめから全障害種の専門性を持つことは難しいので、担当する幼児児童生徒に応じ、専門家から学べる機会を確保することが重要です。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等の研究機関を活用し、指導内容・方法の開発やその研究蓄積の普及を図ることが大切です。

＜合理的配慮等環境整備について＞

合理的配慮の提供を実現するためには「基礎的環境整備」の状況に因ることが大きな課題であり、今後のインクルーシブ教育システムの構築の方向性において重要です。

質の高い「基礎的環境整備」を実現させるためには、学校教育法第３条で規定している「設置基準」の中に、「基礎的環境整備」に配慮できる内容を明文化し、学習指導要領解説書に合理的配慮を例示し、各県・市町村において、同様の対応が必要です。

＜教育環境の充実（特別支援学校における慢性的な普通教室不足の解消）＞

子どもの実態に応じたゆとりある教育環境が整備されていることが重要です。特別支援学校の過密化が解消し、教室・作業学習室・特別教室等のハード面の充実が図られ、社会自立のための一助として有効に機能していることが大切です。

特別支援学級・学校の在籍者は依然として増加し続け、教育条件整備が追いつかない状況にあります。とりわけ、特別支援学校の過大過密は深刻な問題となっています。特別支援学校の新設、増設を押し進めるとともに、設置基準の策定が喫緊の課題となっています。

<地域の教育支援センター（特別支援学校のセンター的機能発揮の姿）＞

支援を必要とする子どもとその保護者のために、いつでも、だれでも、どのような障害についてでも、相談・資料提供・関係機関への紹介ができる地域に根付いたサポートステーションの機能を発揮できていることが重要です。

以上は全特長が目指す共生社会の実現に向けた課題でもありますが、特別支援学校が果たす役割だけでなく、国としての施策に反映していただきたい内容や役割、家庭や地域社会の理解・協力の下で実現する課題も含まれています。教員振興計画策定の参考としていただければ幸いです。

最後に、「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境ではなかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であることを強調しておきたいと思います。いじめ問題が喫緊の重大な社会問題となっている今、自分を大切にし、そして他者を大切にできる人間観や人生観の育成は、共生社会の実現につながるものと考えます。

今後の日本の教育の方向性を示す第二期教育振興基本計画ついて、国民の理解と協力を得られるよう、全特長としても積極的に努力していくことを表明して意見といたします。

平成 24 年 9 月 13 日

中央教育審議会
教育振興基本計画部会長殿

全国特別支援教育推進連盟
理事長　　大南英明

「審議経過報告」に関する意見及び提言

「審議経過報告」に意見を述べる機会をいただき感謝いたします。

1　平成 24 年 1 月 24 日付け「第 2 期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する意見を 2 月 17 日付けで述べました。その意見をいくつか採り上げていただき感謝いたします。

2　次のことについては、今後の報告に是非残してほしいと考えます。

（1）P28　　高齢者･障害者福祉施策(高齢者･障害者の生きがいづくりや社会保障の関連など)

（2）P32　　｛成果指標｝③幼･小･中･高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の増加

（3）P45-46　基本施策５　{基本的な考え方}

{現状と課題}　特別支援学校の教室不足数は、4561 教室(平成 23 年 5 月 1 日現在）にのぼっている。障害のある者が十分な教育を受けることができるよう､合理的配慮及びその基礎となる環境整備を図ることが求められる。

{主な取組}

５－２　発達障害のある子どもへの支援の充実

５－３　特別支援学校の専門性の一層の強化

（4）P93　　基本施策２３　{基本的な考え方}

こうした観点から少人数学級の推進とともに、特別支援教育、小学校における専科指導、教育格差解消にための学習支援など教育上の様々な課題に対応できるような教職員配置の適正化について､効果検証を行いつつ､地方の自主的な取組の進捗状況や、国･地方の再生状況を十分勘案しながら、計画的な教職員定数改善を検討する。

3　「審議経過報告」についての意見

（1）　P7 に「共生社会」、P45 に「インクルーシブ教育システム構築」という言葉が突然出てきて、唐突な感じがします。前文の中に､〇を新たに設け、「障害者の権利に関

する条約」の批准にともなうインクルーシブ教育システムの構築が、近い将来必要なことを述べる。

（２） P5　｛震災からの教訓｝の中に障害児・者が阪神・淡路大震災、東日本大震災において避難所生活ができなかったことを踏まえ、「福祉避難所」の設置について述べる必要がある。「福祉避難所」については、例えば、特別支援学校について検討することも考えられる。

P80　成果目標⑦(安全・)安心な教育研究環境の確保

②か③に「福祉避難所」を入れる。

（３） P9 に「すべての子ども」、P23「誰もが」などの表記、表現の中には、当然、障害のある子どもも含まれていると認識することである。

（４） P62　成果目標４　｛成果指標｝　②　＜キャリア教育・職業教育の充実等＞

・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、特別支援学校中学部・　高等部等とする。

（５） P68　１３－３　スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成

ロンドンで開催されたパラリンピックの結果を踏まえると、障害のある人々の競技スポーツについても人材育成システムを構築する必要がある。

又、芸術についても同様である。障害のある人が、世界の舞台で活躍する例が紹介されるが、人材養成によりさらにその機会が増大することになる。

障害者の競技スポーツについては、文部省が保健体育審議会の答申として示したのが、昭和年月のことであり、それまでは、障害者のスポーツは、リビリテーションとして位置づけられていたため、アスリートの養成には、ほとんど手がつけられていない状況が長く続いていた。

（６） P84　成果目標８(互助・共助の活力あるコミュニティの形成)

障害児・者も地域社会の一員であり、地域社会の様々な活動に参加することができるような仕組みにすることが求められる。

４　答申に向けての提言

（１） 共生社会、インクルーシブ教育システムの構築等の基本的な考え方を前文に入れる必要があります。時期的にまだ早いという意見もありますが、基本的な考え方を共通理解するには、かなりの時間が必要であると思います。

（２） 「発達障害のある子どもへの支援の充実」という項目がもうけられていますが、平成17 年 4 月に出された「発達障害のある幼児児童生徒への支援について」という文部科学省の局長通知においては、幼児から大学生までの支援のあり方について言及しています。したがって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等でなく、大学についても明記する必要があります。

（３） 「教員の資質能力の総合的な向上」については、教員として最も必要な資質は、子

どもがわかる人、子どもを理解しようとする人です。別の表現をすれば、児童生徒の心の動きのわかる人、心の動きをとらえようと努める人であり、学級経営、生徒指導上欠くことのできない能力であると考えます。学力が優秀で、専門的な知識や技能を持ち合わせていても、子どもがわからない人、子どもをわかろうとしない人は教師としては不適格です。小学校・中学校の授業を見ながら、最近、気になることは、児童生徒がどこにいるのかわからないことがあります。「わかったね」で次へ進んでしまう、机間指導を一度もしないで、授業が終わってしまう、居眠りをしていても注意をしない、教科書を出さないまま1時間が終わってしまう、「これがわからないの、困ったね」で終わってしまう、授業など児童生徒の理解や学習の状況の把握が不十分であるにもかかわらず、教師本人は何ら問題を感じていないことがあり、深刻な状況があります。別の見方をすれば、「子どもは、おとなのミニチュアである」と(18世紀以前のこと）本気で思っていて、児童心理学の基本が理解できていないことも気になります。このことを教員養成、採用に際してどのようにするのか、教育年限の延長だけでは解決のできないことであると考えます。

（4）　特別支援学校の教室不足についてのまとめがあります。都道府県によりかなりの差があります。20年、30年このままの状態が続くのかと思うと憤りを覚えるとともに悲しさを感じます。障害のない子どもの教室が足りないというような数字が出ることは、戦後の混乱期を除いてなかったと思います。教室不足に加えて、特別教室の不足、整備の遅れも気になります。読書の習慣化が小学校等で強調されていますが、特別支援学校には、図書室のない学校も少なくありません。養護学校教育の義務制が実施されて33年が経過しています。障害のある子ども、特に知的障害のある子どもの学校に春はいつになったら巡ってくるのでしょうか。設置者がすぐに、対応しなければならないような表記をしてほしいものです。

（5）　特別支援学校についての記述はありますが、特別支援学級、通級指導教室についても言及する必要があります。特別支援学級、通級指導教室では、特別支援学校よりも遙かに多くの児童生徒の指導を担当しています。インクルーシブ教育システムの構築には、欠かせない存在ですし、地域との連携もとりやすい条件があります。

２０１２年9月１９日

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長　　三 村　明 夫　　様

日本教職員組合
中央執行委員長　加藤　良輔

「第２期教育振興基本計画」に関する意見書

日々、教育の発展のためご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、中央教育審議会教育振興基本計画部会で審議されている「第２期教育振興基本計画」は、今後の教育施策において基本となる重要な計画であると考えます。８月にまとめられた「審議経過報告」はその方向性を示すものであり、「多様性」や「自立・協働・創造」は大変重要な視点です。

日本教職員組合は、憲法・子どもの権利条約を基盤とした「子どもたちのゆたかな学び」を保障するため、子どもたちに直接かかわる学校現場の現状をふまえ、「基本施策」に対する意見をとりまとめました。（別紙資料「第２期教育振興基本計画審議報告書に対する日教組の意見」）

第２期教育振興基本計画の策定にあたっては、教育支援の視点からの目標・施策となること、また、教育条件整備にかかわる財政支出の数値目標を明記することが重要だと考えます。貴部会におかれましては、答申にむけ、特に下記の事項について十分検討いただきますようお願いいたします。

記

〇教育条件整備の改善にむけた全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査については、調査の本来の目的から外れ、点数向上対策として事前練習が行われるなどの実態が見られます。子ども・学校現場に与える負担・ストレス等の影響を考慮し、調査時間・実施方法等調査のあり方を抜本的に見直す必要があります。毎年実施する必要はなく、国の状況把握を目的とした数年に一度の抽出調査により、少人数学級の推進・加配措置等、教育条件整備の改善にいかすべきです。

〇インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育の推進だけでなく、普通学級でゆたかな学びが保障される制度に改正する必要があります。特に、専門性は社会モデルをふまえた内容に改善すべきです。

〇子どもの人権を基盤とした、いじめ・暴力行為・不登校等への対策

いじめ・暴力行為・不登校等は、ストレス・悩み・不安や子どもの自己肯定感の低さ等が背景としてあり、いじめを受けている子どもの救済システムづくりとともに、教職員・子どもが主体的に人権感覚を養う人権教育のカリキュラムづくりが必要である。教職員・子どもたちが主体的に人権感覚を養う人権教育の推進が重要です。また、外部専門家の活用とともに、子どもたちの最も身近にいる教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、教育条件整備を行うことが不可欠です。

〇ゆたかな学びを保障するための学習指導要領の大綱化・弾力化

子どもの学ぶ意欲の向上や一人ひとりの学力保障を重視し、保護者・地域とともに子どもたちの実

態に応じたカリキュラムづくりをすすめるために、学習指導要領の大綱化・弾力化をすすめていくべきです。また、学習指導要領の実施にともなう学校現場の課題について具体的な改善策を講じるための計画や財政措置をすべきです。

〇教育の機会均等と地域にねざしたゆたかな高校教育の実現

高校にはさまざまな課題をかかえた生徒が通っていますが、これまでの諸施策では必ずしも対応できているとはいえません。外国にルーツをもつ生徒や障害のある生徒等、すべての希望する生徒に高校教育を保障する施策が必要です。また、生徒の主体的な学びを保障する教育内容・方法の充実や社会への接続の観点から、小学校段階からの継続した労働教育の内容を含めたキャリア教育が重要です。これらを実現するために教員定数増などの教育条件整備をすすめる必要があります。

〇学校現場の実態をふまえた「教員の養成・採用・研修の一体改革」

教員の専門性・力量の向上において、養成・採用・研修の一体改革が重要であり、養成段階を修士レベル化するだけでは不十分です。学校現場での同僚性により培われることも多く、学校現場の実態をふまえた制度設計が必要です。また、制度設計および法改正にあたっては、現行の初任者研修、10年経験者研修等の研修体制についても抜本的な見直しが必要であり、研究・試行のための予算計上や研修定数の改善が不可欠です。

〇年次計画による教職員定数改善

35 人学級の確実な実施と 30 人学級実施の検討、小学校専科教員の拡充、週授業時数増に対応した定数改善、司書教諭の専任化、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善について、国として財政措置を伴った年次計画を策定して推進すべきです。また、高校の定数改善、特に定時制課程での 20 人学級編制の実現が必要です。さらに、部活動の外部指導者、ICT 支援員なども拡充する必要があります。

〇子どもの学習権が保障される教育条件整備

学校施設の防災機能強化・老朽化対策、通学路の安全対策、教材・教具、図書の整備、教室への冷房設備設置、児童生徒用トイレの洋式化、ICT 環境整備、ランチルーム設置など、自治体において推進できる財政措置を国が行う必要があります。また、大学・私学関係予算の拡充が必要です。子どもが安心して学べるために、就学援助の拡充、給付型奨学金の創設が必要です。

〇実効ある教職員の多忙化解消策の実施

教育振興基本計画を策定・実行する上で、子どもたちに直接かかわる教職員の勤務・労働条件の改善が急務です。とりわけ、多忙化・超勤縮減にむけた実効あるとりくみ、労働安全衛生体制の整備、部活動の抜本的見直し、研修・研究の精選などをはかる必要があります。

〇公正・中立が確保される教育行政

教育行政のあり方を検討する場合、公正・中立が制度的に強く要請されていることを前提とする必要があります。政治的党派性や政治イデオロギーといったものに左右されることなく、教育が中立的に運営されるよう、首長から独立した「合議制の執行機関」として教育委員会が設置されていることをふまえる必要があります。

教育施策の企画、教育行政の指導・監督、教育に係る住民意見の聴取・反映など、教育委員を中心とする教育委員会の本来の役割が発揮できる仕組みを構築すべきです。例えば、外部の有識者による教育委員会自身の直轄的な諮問機関（教育長の諮問機関ではない）を設け、教育政策や教育課題について検討を行い、教育委員会に対して直接に提言等を行う体制を整備することを検討すべきです。

「第２期教育振興基本計画審議経過報告」に対する日教組の意見

基本施策 No.	日教組の意見
基本施策１ 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実	（１－１）に関して ①憲法・子どもの権利条約の理念をふまえ、子どもの学ぶ意欲や学力保障を重視し、保護者・地域とともに子どもたちの実態に寄り添ったカリキュラムづくりをすすめるべきである。そのためにも、学習指導要領の大綱化・弾力化をすすめていくべきである。 ②学校現場が抱える課題を把握するためには、現場の声を常時聞いていく体制が必要である。また、学力調査で把握される課題はあくまで限定された教科等のものであるため、包括的に新学習指導要領実施の実態や課題を把握する方法を明記すべきである。 （１－２）に関して ③時代の流れからＩＣＴを活用した指導が求められるが、学校現場の実態をふまえた計画のもと、環境整備やＩＣＴ活用指導力向上施策をすすめる必要がある。 （１－３）に関して ④すべての高校生に共通して身に付けさせるコアとして、働くことの意味やワークルール、ワーク・ライフ・バランスを学びの軸とする労働教育のカリキュラム化が必要である。 ⑤各学校の定める育成すべき人材像に応じた施策が、学校を類型化し、偏差値によるランク付けにつながらないよう配慮すべきである。 （１－４）に関して ⑥小中一貫教育が学校統廃合とセットで実施される場合、地域連携や登下校時の安全、部活動などの指導時間の確保等で課題が多いため、地域の実情や住民の意見を尊重したうえですすめる必要がある。 ⑦中等教育学校や併設型中高一貫校においては、受験競争の低年齢化や受験学力に偏した教育に陥りがちであることから、地域に密着した連携型中高一貫校のとりくみの促進が必要である。
基本施策２ 豊かな心と健やかな体の育成	（２－１）について ①意欲・態度は、子どもの多様な価値観を否定せず、互いに尊重することで養われるものであり、一方的に教え込むものではない。魅力的な教材とは、子どものたちの主体的なとりくみ・気づきを基盤にしたものである。 （２－２）について

	②外部専門家の活用とともに、子どもの最も身近にいる教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、教育条件整備を行うことが必要である。 ③定時制・通信制高校の生徒については、「家庭」「地域」との関わりが希薄な生徒も少なくない。学校は、児童養護施設、福祉事務所、鑑別所・少年院、司法関係機関、ハローワーク、ＮＰＯなど多様な組織と日常的に情報を交換し、社会全体で学びを支援していく必要がある。教員と連携しつつこのような分野を担うＳＳＷ等の配置が必要である。 **（２－３）について** ④いじめ・暴力行為等は、ストレス・悩み・不安や子どもの自己肯定感の低さ等、背景にある子どもの内面を深く探ることが重要であり、毅然とした指導が単に出席停止や懲戒を課すことでは根本的な解決にはならない。「子どもの人権」の視点からのアプローチが大切である。いじめを受けている子どもの救済システムづくりとともに、教職員・子どもが主体的に人権感覚を養う人権教育のカリキュラムづくりが必要である。 **（２－７）について** ⑤学校保健委員会は、学校、家庭、地域の関係機関などの連携により、効果的な学校保健活動が展開できることを期待するものであり、設置率の向上だけをめざすものではない。学校の実態をふまえた学校保健委員会とすべきである。 ⑥保健管理を中心とする医療機関との連携を学校保健委員会推進の主たる目的とすることは、子どもの生活や家庭状況に過度に干渉することであり、本来の趣旨とは異なるものである。また、学校における心身の健康課題の解決にむけて、あらゆる関係機関と連携することが必要であるので、医療機関との連携に限定すべきではない。 ⑦感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題に適切に対応するための具体策を示すべきである。そのためにも養護教諭等の定数改善が必要である。 ⑧学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることを明記する必要がある。
基本施策３ 教員の資質能力の総合的な向上	**（３－１）について** ①修士レベル化を図るための法改正、制度設計、試行から本格実施までの具体的とりくみと、必要な予算措置について言及すべきである。 ②養成・採用・研修の一体改革にむけ、現行の初任研・10 年研、免許更新制の抜本的見直しが必要であり、研究に係る予算や研修定数の改善に言及すべきである。 ③学校は教員だけでなく、多様な職で成り立っている。学校教育をよりゆたかにするためには、他の職を含めた教職員の協力･協働の

	体制作りなど学校全体の教育力の向上が求められる。
基本施策４ 幼児教育の充実	**（４－１）について** ①就学前教育の機会均等という観点から、理解促進を図るだけでなく、課題に対応するために人的手立てや公的な施設の充実などの具体的支援が必要である。 **（４－２）について** ②移行を促進するためには、施設設備等のための予算措置などが必要である。インセンティブについて具体的に示していくべきである。
基本施策５ 特別なニーズに対応した教育の推進	**（５－１）について** ①インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育の推進だけでなく、知的な障害のある子どもが普通学級で学ぶことを前提とする学習指導要領の改正等、普通学級におけるゆたかな学びの推進をはかるべきである。 ②希望する学校でゆたかな学びが保障される就学手続きとなるよう改正すべきである。 ③教育環境の整備充実とともに厚労省と連携し、通学保障等生活環境の安定をはかることの必要性を明示すべきである。 **（５－３）について** ④専門性は障害者基本法の障害者の定義をもとに、医学モデルとともに社会モデルを踏まえた専門性について明示すべきである。 **（５－４）について** ⑤外国にルーツをもつ子どもに対しては、母語の習得も不十分である状況に配慮しながら、「母語保障」等、子どものアイデンティティの確立の観点が必要である。
基本施策６ 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立	**（６－１）について** ①「きめ細かい調査」と悉皆調査の違いを明らかにするとともに、本来の趣旨・目的を徹底すべきである。子ども・学校現場に与える負担・ストレス等の影響を考慮し、調査時間、抽出率、問題の複数化等、調査のあり方を抜本的に見直す必要がある。調査を毎年行う必要はなく、国の状況を把握することを目的に、数年に一度の抽出調査でよい。 ②改善にむけては、学校現場に努力を求めるだけでなく、少人数学級の推進・教育予算増等、教育条件整備を改善することが不可欠である。
基本施策７ 学生の主体的な	**（７－１）について** ①財政的支援と「教育に関する特色ある自発的な取組」とを連動させるべきではない。教員の主体性を活かした柔軟なカリキュラム

学びの確立に向けた大学教育の質的転換	編成を尊重する必要がある。 ②学修時間の実質的な増加に関しては、学生の研究・課外活動・学費等を補うためのアルバイト等の時間の確保に配慮する必要がある。 **（７－５）について** ③ものの考え方を育成するのが本来の大学であり、「産業界等との連携」が直ぐに役立つ知識や技術＝即戦力を身に着けさせることに傾倒しないようにする必要がある。また、研究者の独立と大学の自治が守られるように留意する必要がある。 **（７－６）について** ④経営上の理由などから、多くの短期大学が廃校になっており、短期大学の振興策は急務である。 ⑤長引く経済不況の下、夜学部（二部）に進学する学生も少なくない。社会人の学び直しのためにも廃止が進んできた夜学部（二部）教育の振興は急務である。
基本施策８ 大学教育の質の保証	**（８－１，３，４）について** ①大学教育質保障のための基準、認証評価等に関しては、教育研究活動の一律化や数値化につながらないよう配慮する必要がある。
基本施策９ 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実	**（９－１）について** ①高等教育の「質」を保証するためにアセスメントテスト・学修状況調査等があげられているが、教育の質は数値化できるものではない。地域や学生の実態をふまえたゆたかな教育を保障するための条件整備が必要である。 ②現行の大学入試を抜本的に見直し、大学入学するための資格試験制度等の検討が必要である。
基本施策 10 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進	**（10－２）について** ①読書活動については、子どもの興味・関心により読書に親しむ態度を育てることが大切であり、「全校一斉」と強制的に行うものではない。また、実施する学校の割合を数値目標にしてあるが、その割合が高ければ読書活動が推進されたということにはならない。 ②学習指導要領には、「学校図書館の計画的な利用、機能的な活用をはかり、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあり、学校図書館に学習センター、情報センター、読書センターとしての機能を発揮させるための具体策を講ずる必要がある。また、「学校図書館図書標準に達した学校の割合」を数値目標とすべきである。

基本施策 11 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進	**（11－３）について** ①デジタルコンテンツは、あくまでも学習における手段であることを念頭に仕組みを構築する必要がある。また、ＩＣＴを活用することによる利便性もあるが、個人情報保護の観点からの検討が必要である。
基本施策 12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援	**（12－１）について** ①働くことの意味や協働する職場づくり等、社会をよりよくかえていくこと、ワークルールやワーク・ライフ・バランス等について学ぶ「労働教育」を盛り込む必要がある。 ②多くの生徒は学校を卒業したあと労働者として働くことから、労働組合と連携したとりくみが必要である。 ③「地域におけるキャリア教育支援のための協議会」については、これを学校主導で行うとすれば学校現場の負担は大変大きい。地域・社会、産業界、労働組合等関係機関、ＮＰＯまで含めた広範な連携を構築し、地域でこれらのとりくみを支えるといった制度構築が重要である。 **（12－３）について** ④インターンシップは教育の一環の枠組みの中で実施するものであり、一般の就労とは異なり労働法の範疇にないことに留意が必要である。
基本施策 13 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供	**（13－１）について** ①飛び入学制度の活用をはかる前に、これまでの制度の問題点について、発達段階等の視点から十分検証する必要がある。 ②学校教育法第 50, 51 条に定める高校教育の目的・目標の達成を考えると、高校を２年で卒業させることは疑問である。修得単位数などの卒業認定基準のあり方や点数教育への懸念など、課題が極めて多く、安易に導入すべきではない。 **（13－２）について** ③理科教育の推進を特定の学校に指定するのではなく、すべての学校で実験・実習の実施率を上げるための教育条件の充実等が必要である。
基本施策 14 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠	**（14－１）について** ①産学協働のとりくみに関しては、研究者の独立と学問の自由を担保する必要がある。 **（14－２）について** ②「科学研究費助成事業等競争的資金」の過度の拡充は避け、基礎的研究及び教育を充実させるため国立大学運営費交付金及び私学

点の形成、大学の研究力強化の促進	助成を増額する必要がある。 ③国際的な頭脳循環のハブとなる構想については、国際社会での連帯・共生に根ざした研究者を育成するという観点も必要である。
基本施策 15 グローバル人材育成に向けた取組の強化	**（15－１）について** ①外部検定試験の導入により、点数による学校間競争につながらないように留意する必要がある。 ②外国語教育、とりわけ英語教育の強化がグローバル人材育成の主な手段としていることは疑問である。
基本施策 16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援	**（16－１，２，３，４，５）について** ①児童・生徒が安心して学べるために、国から自治体への財源保障を含めた就学援助の拡充が必要である。 **（16－３）について** ②本来高等学校において給付型奨学金がのぞましい。当面、高校生修学支援基金については恒久財源でないために活用がすすまないことから、所得連動返済制度の導入の働きかけだけでなく財源の確保が必要である。 ③従来補助金として措置されてきた定通教育振興奨励費補助金の一般財源化にともない、各県では制度が廃止されたり、受給のハードルが高くなっている。定時制・通信制に在籍している生徒の家庭は困窮していることが多く、制度が廃止されたところでは教科書が買えない生徒が出てきている。補助金として位置づけなおすことが必要である。 **（16－４）について** ④大学進学をあきらめる大きな要因のひとつは学費の高さである。給付型奨学金を創設すべきある。次善の策として、所得要件を満たすすべての奨学生に無利子枠を拡大することと、無利子・有利子問わず所得連動返済型の奨学金等の返還減免制度の導入をはかることが必要である。 ⑤普通学級で学ぶ障害のある子どもに対して、就学奨励費の支給対象にすることが必要である。 ⑥夜間中学校など「学齢期」を超えた生徒にも就学援助制度の適用をはかる必要がある。 ⑦フリースクールへ必要な財政援助をはかる必要がある。
基本施策 17 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会	**（基本的考え方について）** ①「問題行動」は、ストレス・不安・悩みや自尊感情をもてないなどのさまざまな外的抑圧に起因するものであり、その解消にむけては「子どもの権利条約」の理念を基盤とする必要がある。いじめや不登校の改善とは、事象の背景や子どもの心に寄り添った対応が必要であり、単に数字で表されるものではない。根本的な解決をはかるためには、数値の背景にある具体の状況を丁寧に分析

の提供など教育支援	し、未然に防ぐ体制づくりを重視すべきである。 **（17－１）について** ②改正離島振興法に高校教育に対する支援が盛り込まれたことは評価できる。併せて山間・へき地など離島でなくても通学困難な地域に住む高校生に対する支援も必要である。 ③中退者・定時制・通信制の卒業後の就労等の状況を調査し、実態をふまえた具体策を講ずるべきである。
基本施策 18 教育研究環境の整備など学校安全の確保	**（18－１）について** ①高校、私学を含む学校施設の耐震化、老朽化対策などを促進するため、国の補助金の負担率を上げる必要がある。また、アスベスト対策を万全にする必要がある。 **（18－２）について** ②通学路の安全対策として、「スクールセーフティゾーン」を設定し、自動車等の速度規制・通行禁止時間帯などの対応、歩車分離型信号機・ガードレール等の設置を行う必要がある。 ③国の責任において、学校・通学路、周辺地域の放射線量の測定と低減対策を行う必要がある。 ④学校安全の意識を高めるためには学校現場での教育のみならず、社会全体で安全を守るという意識を高めていくとりくみが必要である。 ⑤不審者侵入対策・防犯対策・環境衛生対策・校舎の安全対策などを、総合的・計画的に推進することが求められる。学校と地域をつなぎ、安全のあり方について総合的にコーディネートする「学校安全専門員」として、現行の制度で学校施設等の安全確保･営繕を担っているいわゆる「学校現業職」を位置づけるべきである。 ⑥教育研究についての表記がない。教職員と保護者・地域住民がともに教育研究を深めるための環境整備として、教育研究集会などに対して施設開放を推進することを明記すべきである。
基本施策 19 活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境･協働体制の整備の推進	**（成果指標）について** ①コミュニティ・スクールは上からの押し付けでなく地域や学校から自然発生的にできていくという発想が重要と考える。実際に国の制度での指定は受けていなくてもすでにとりくんでいるところもある。数値目標を設定し、強調することが国からの押し付けとなることが危惧される。 **（19－１）について** ②スポーツに特化せず、芸術、音楽などの多様なクラブを地域の実情に応じて設置し、社会教育の充実を図るべきである。

基本施策 20 地域社会の中核となる大学を支援するＣＯＣ構想の推進	（20－１）について ①大学が「防災」や「医療」等の拠点としての役割を果たすためには、国立大学校舎の耐震化をすすめる必要がある。
基本施策 21 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実	（21－２）について ①朝食の摂取率や就寝時間の厳守など個人の生活習慣に関する目標値だけでなく、社会の体制や企業のあり方の見直しについて具体的に提言すべきである。
基本施策 22 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革	（22－１）について ①教育行政の在り方を検討する場合、公正・中立が制度的に強く要請されていることを前提とする必要がある。政治的党派性や政治イデオロギーといったものに左右されることなく、教育が中立的に運営されるよう、首長から独立した「合議制の執行機関」として教育委員会が設置されていることをふまえる必要がある。 ②教育施策の企画、教育行政の指導・監督、教育に係る住民意見の聴取・反映など、教育委員を中心とする教育委員会の本来の役割が発揮できる仕組みを構築すべきである。例えば、外部の有識者による教育委員会自身の直轄的な諮問機関（教育長の諮問機関ではない）を設け、教育政策や教育問題について検討を行い、教育委員会に対して直接に提言等を行う体制を整備することを検討すべきである。 ③県費負担教職員の市町村への人事権移譲や政令指定都市への給与負担移譲については、全国的・県域的な教育条件の格差につながらないようにする必要がある。
基本施策 23 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備	（23－１）について ①35 人学級の確実な実施と 30 人学級の推進のための検討、小学校専科教員の拡充、週授業時数増に対応した定数改善、司書教諭の専任化、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善について、国として財政措置を伴った年次計画を策定して推進すべきである。また、部活動の外部指導者、ＩＣＴ支援員などの拡充も行う必要がある。 ②高校における少人数学級の推進、とりわけ、様々な課題を抱えた生徒が多く学んでいる定時制・通信制の定数改善が必要である。 ③総合学科、中高一貫校、多部制高校・「通える」通信など新しいタイプの高校が多数生まれている。しかし、現実には、多様な選択科目を支えるだけの教職員がいない等の理由で、当初の理念が活かされておらず、教職員の配置が必要である。

	④障害のある子どもに応じて普通学級での複数指導が可能となる加配制度を確立する必要がある。 ⑤教育振興基本計画を実行する上で、子どもたちに直接かかわる教職員の勤務・労働条件の改善が急務である。とりわけ、多忙化・超勤縮減にむけた実効あるとりくみ、労働安全衛生体制の整備、部活動の抜本的見直し、研修・研究の精選等をはかる必要がある。 ⑥被災地の子どもへのケアと同時に、教職員に対するピアカウンセリングなど実効のある対策を講ずる必要がある。
基本施策 24 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備	**（24－１）について** ①教材・教具・図書の整備、教室への冷房設備設置、児童生徒用トイレの洋式化、ＩＣＴ環境整備、ランチルーム設置など、自治体において推進できるための国による財政措置を充実させる必要がある。 **（24－２）について** ②司書教諭については授業軽減措置のないため、形骸化している。司書や学校図書館職員については法的な位置づけがないため、地方財政縮減の流れの中で非常勤化や業務委託が進行している。現職者の活用を含め、専任の司書教諭の配置を法的に担保し、図書館教育の充実をはかるべきである。
基本施策 25 大学におけるガバナンスの機能強化	**（25－１）について** ①大学のガバナンス機能強化により、大学本来の目的である「真理の探究」や学問の自由が脅かされる懸念がある。大学の主体性を尊重した組織運営ができるよう配慮が必要である。
基本施策 26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進	**（26－１）について** ①地域別・機能別の大学群の形成および大学の再編成は、各大学の主体的な研究活動を妨げ、地域から高等教育機関がなくなってしまう等の懸念がある。地域の学びの拠点、地域活性・振興につながるよう施策を講ずる必要がある。 ②国公私立を問わず、大学は国民・地域の共通の知的財産である。学習者の自律的な学習・研究への支援に立った大学間連携とする必要がある。
基本施策 27 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた	**（27－１）について** ①各大学が安定的・継続的に経営するための基盤的な経費が国立大学運営費交付金、私学助成である。その拡充をはかるとともに、「重点支援などのメリハリある配分」によって大学研究・経営に支障が出ることのないようにする必要がある。

施設整備	
基本施策 28 私立学校の振興	**（28－１）について** ①私立大学の学生負担は国立大学と比較して大きいことから、学生の経済的負担軽減が重要である。 ②私立高校は公立で授業料無償化が実現しても一部の自治体を除いていまだ授業料負担が大きい。授業料負担に関して一層の軽減が重要である。 **（28－２）について** ③公の性質を持つ私立大学が授業料収入を原資として投機的な資金運用することには厳正に対処し、学生に被害が及ばないように規制する必要がある。 **（28－３）について** ④都道府県レベルで「地域教育計画」を具体的に作成し、地域の将来像を前提として当事者の話し合いの中から役割分担を明確にする必要がある。不採算部門の見直しといった、直近の生徒募集・学生募集から「選択と集中」を促すような記述は問題である。 ⑤幼児教育において私立幼稚園が果たしている役割を十分ふまえ、すべての子どもに質の高い保育を保障する必要がある。
基本施策 29 社会教育推進体制の強化	**（29－１）に関して** ①学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもある。「地域の子は地域で育てる」を基本に、地域学習や地域とのつながりを重視したとりくみを推進する必要がある。

中央教育審議会教育振興基本計画部会
第2期教育振興基本計画「審議経過報告」に対する意見

日本高等学校教職員組合

はじめに

私ども日本高等学校教職員組合(日高教)は、公立高等学校及び公立特別支援学校の教職員で組織する組合として、「信義と友愛」の旗印のもと、「是々非々」「不偏不党」を堅持し、教育諸条件の整備・充実と教職員の勤務条件の改善を主要な課題として掲げる全国組織です。

この度の意見等募集について、当方の意見を述べさせていただきます。

まず、直接児童生徒と向き合う現場の教職員は、職務の困難化・多様化に加え、骨太の方針2006及び第1期教育振興基本計画において実施された、人材確保法に基づく手当の縮減などによる職務に対するモチベーションの低下が心配されるとともに、疲弊を極めている実態にあります。

「審議経過報告」における、8つの成果目標と29の基本施策それぞれが実効あるものとなるためには、これまで導入してきた施策を十分検証したうえで、新たな施策の導入には慎重な審議とともに「スクラップ・アンド・ビルド」などの整理は必要不可欠です。

また、公立義務教育諸学校においては、学級規模及び教職員配置の適正化について検討がされているものの、高等学校及び特別支援学校については未だ議論が行われていません。児童生徒一人ひとりに充実した教育を保障するためには、「いかに児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保するか」が重要であり、高等学校及び特別支援学校における教職員定数の改善を早急に行うべきと考えます。

以下、高等学校及び特別支援学校の現状を踏まえて、問題点・要望等を列記いたします。

記

Ⅰ．4つの基本的方向性に基づく方策について

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取り組み

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

○ 高等学校教育の改善・充実について、高等学校は、全日制や定時制・通信制、中高一貫校、及び、普通科や職業学科、総合学科など、多様な形態・学科があり、今後、高等学校教育部会における審議に期待する。

○ ICTの活用には、関連機器の充実に加え、教員のICT活用指導力向上のための校内研修や、PC及び関連機器のメンテナンスに対応するための、専任の教職員配置を図る必要がある。

○「高等学校において、全ての生徒に共通して身に付けさせる能力の明確化」との方向性について一定の評価をもって受け止めるが、特別な支援を要する生徒も含め、義務教育終了時点で個々の生徒の到達点がすでに大きく異なっていることなどを踏まえた議論が必要である。

○ 復興教育の考え方には賛同する一方で、マスメディアやインターネット等には、恣意的で一面的な報道・情報が少なくない。「復興教育」には、コミュニティや国民としての一体

性を醸成できる基本理念が求められる。また、復興教育の評価について、「総合的な学習」のように、記述によるものでは教員の負担が増すばかりか、達成度が不明確となる課題がある。

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

○ 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実について、昨今の生徒指導事案への対応の困難さから、問題発生時には迅速な対応が肝要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置については、各学校に常駐とされたい。

基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上

○ 教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築について、今後、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」を基本に検討されるものと認識するが、教員免許制度の改革の方向性で示されている教員養成の修士レベル化については、教職を志願する学生の経済的負担の増大や、大学院の確保など解消すべき課題が大きい。また、教員免許状の取得と教員採用が直結しないため、人材確保が困難となることや、教職大学院へのインセンティブにつながらないことも危惧される。このようなことが、学校教育に混乱をもたらさないよう、今後とも開放性を含めた現行制度を基本とするべきである。

　また、修士レベル化するのであれば、人材確保の観点からも教員免許取得後、教員としての採用を保障するとともに、学位に基づく給与の改善を図る必要がある。

○ 適切な人事管理の実施の促進について、教員評価の結果には、評価者による評価の精度の問題も考えられる。処遇への反映には、4原則(公平・公正、客観性、透明性、納得性)、2要件(苦情解決制度、労使協議制)を具備した適正な制度でなければならず、既に導入している自治体等の状況も参考に、極めて慎重に検討・協議が必要である。

基本施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

○ 障がいの有無による差別があってはならず、インクルーシブ教育の理念は重要ではあるが、高校で障がいのある生徒が共に学ぶことは、施設・設備の充実や人的配置及び教職員のスキルアップなど、多くの課題がある。加えて、これまでの特別支援学校が果たしてきた機能や在り方についても今後検討する必要がある。生徒の命や安全に関わる重要な問題であり、また、社会全体での意識改革も必要なことから、拙速な制度改革は避けなければならない。

基本施策6 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

○ 高校において調査を実施する場合、多様化した高校の状況を考慮するとともに、「調査のための学習」になることのないよう、真に教育的効果をめざす制度設計を図る必要がある。

○ 継続的な検証改善サイクルについては、経年変化など客観的に把握できる制度として、高等学校段階での活用が進められることを期待する。

(2) 主として高等教育段階の学生を対象とした取り組み

基本施策9 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実

○ 大学等への進学率及び教育課程は、各高校において様々であり、例えば、以前、議論された「高大接続テスト(仮称)」の導入等には、更なる審議が必要である。先ずは、現行の大学入試制度の検証を進める必要がある。また、「高大接続テスト(仮称)」実施の前提と

して、高等学校修了時点で求められる学力を具体的に設定する際には、義務教育修了時点における学力の目標設定・達成方策を検討する必要がある。高校入試の選抜性の低下が指摘されており、高校終了時点までの学力保証の責任を全て高校に求めるとなれば、実施にあたって画餅に帰す可能性がある。新たに設置された「高大接続特別部会」での審議に期待する。

(3) 生涯の各段階を通じて推進する取り組み

基本施策10 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

○ 様々な体験活動について、社会と一体となった体験活動の実施とともに、参加による単位取得の在り方を検討する必要がある。

○ 読書活動の推進について、高校は、「学校図書館図書標準」及び「学校図書館図書整備5か年計画」の対象となっていない。また、多くの高校において、嘱託若しくは、事務職等との兼務による司書の配置となっている。高校における図書館教育の充実には、有資格者の司書及び専任司書教諭を定数法に位置づけた上で、各校への完全配置を図る必要がある。

基本施策12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

○ 職業教育の充実には、その基盤となる社会に積極的に参加しようとする姿勢を醸成することが欠かせない。家庭教育など、教育の初期段階からの取り組みが重要である。また、高校段階では教育的機会となる職場体験・インターンシップ等の体験活動が不可欠である。しかし、産業種・規模等の偏りや、各学校における協力企業の確保など担当教員の負担も大きく、多種多様な企業等との連携が困難な現状もある。職業教育の充実には、教育機関と産業界を始めとした社会全体の連携を更に深める工夫を講じる必要がある。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策13 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

○ 飛び入学により大学に進学した者には、諸条件整備により「高校卒業」を認定する等の制度改善が必要である。

○ SSH指定校の増加はもとより、指定以外の高校においても、理数系人材育成に係る諸施策の更なる充実を図る必要がある。

基本施策15 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

○「グローバル人材」の定義を明確化したうえで、実用的な語学力・コミュニケーション能力の向上策としての留学について、文部科学省における高校生留学支援事業とともに、学校教育法施行規則第93条第2項の周知及び、更なる財政的支援等の充実を図る必要がある。

○ 国際共通語としての英語力の向上について、「学習指導要領に基づき達成される英語の目標」が数値目標として提示されているが、具体的な指標として一定の評価ができる。一方で、これまでの議論において指摘されてきたように、高校は個々の学校によって大きく異なる学力・進路等の実態があることから、十分な議論が必要である。

○ 持続可能な社会の構築のため、双方向での留学生交流・国際交流について、少子高齢化及び生産年齢人口増加の観点からも、外国人留学生等に対し「日本の魅力」を発信すると

ともに、留学等に対する財政的支援の拡充や、日本での就労・永住等を促すための方策を講ずることも必要と考える。

3. 学びのセーフティネットの構築

基本施策16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

○ 各家庭での経済格差が教育格差とならないためにも、公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度を堅持されたい。

○ 奨学金制度について、教育の機会均等を図るため、制度全体に占める無利子奨学金の割合を増やすとともに、「給付型奨学金制度」の導入など、制度の一層の充実を図られたい。

○ PTA会計などの保護者負担が議論となっているが、学校教育に期待される役割に対して、現状の財政負担だけでは限界がある。教育予算の増額は喫緊の課題である。一方で、部活動や教育環境の改善要望を踏まえた受益者負担部分についての徴収の在り方についても、検討される必要がある。

基本施策17 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

○ 在住地域の社会資源や生活の状況など、様々な課題があるが、等しく教育の機会を確保することは当然である。また、様々な困難を有する個人には、それに対応した支援が必要であり、その支援も教育機関に限らず医療・福祉、さらに民間など横断的・立体的な支援形態が必要である。

○ 離島を含めたへき地や過疎地域における学習機会の保障・提供の観点からも、各学校設置者に対し、IT機器の活用・充実による学校相互の教育機能等の補完のための支援措置について検討されたい。

基本施策18 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

○ これまでの防災対策では、耐震化など施設・設備等のハード面の充実が進められてきたが、今後の災害を想定したハード面の整備とともに、命を守るソフト面での充実も重要である。

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策21 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

○ 子どもたちの豊かな成長には、家庭教育は欠かせない。こうした家庭教育の重要性に対して、それぞれの家庭状況は様々であり、経済的な課題ばかりでなく各種の難しい現状もある。地域における保護者や家庭に対する支援の構築も必要である。

Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策23 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備

○ 高校における特別な支援を要する生徒の増加に鑑み、教職員の定数改善や加配措置を図る必要がある。あわせて、横断的なつながりを重視した校内組織の在り方や組織マネジメントの確立をめざす必要がある。

○ 少人数学級の推進について、児童生徒への教育的ニーズの多様化と、教職員の職務の困難化・多忙化、教員のメンタルヘルス対策検討委員会での議論等を踏まえ、高校及び特別支援学校における少人数学級の推進及び教職員定数の改善を早急に進める必要がある。

○ 優秀で意欲のある人材を教員として確保するには、給与等の優遇措置は必須である。骨

太の方針2006により削減された手当等の早急な回復を図る必要がある。

基本施策24 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

○ ICTの活用等による学びのイノベーションの推進について、各学校へのPC配置やLANの整備が進められているが、その設置状況は、都道府県によりバラツキがあり、また、ハード・ソフト両面での更新など、十分とは言えない状況にある。加えて、教員のICT活用指導力向上のための校内研修や、PC及び関連機器のメンテナンスに対応するための、専任の教職員配置を図る必要がある。

基本施策29 社会教育推進体制の強化

○ 子どもと家庭、地域との距離が開いているという懸念がある。社会における子どもの成長を支援する機能が重要である。そのためには、子どもと家庭を中心とした、有機的な支援関係の構築が必要である。

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援

○ 被災県、とりわけ福島県では、健康被害への懸念が低いとの多くの報道にも拘わらず、児童生徒の県外流出が継続している。こうした状況で、福島県の復興についての使命感の涵養とともに、将来の人材たる児童生徒の帰還を進める施策の実施が急務である。

○ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援について、重要なことは、その地域における産業や文化などの営みが早期に回復されることであり、現在検討されている「町外コミュニティ(「仮の町」)」の在り方とも大きく関わる事柄である。コミュニティの枠組みが早期に構築されるよう、迅速な取り組みが求められる。また、文化遺産・史料の散逸を防ぐアーカイブ・ライブラリー等の整備なども併せて検討が進められるべきである。

○ 東日本大震災は、わが国にとって、未経験かつ想定をはるかに超える規模の自然災害であった。さらに、原発事故後の対応を含め、地方公共団体や学校関係者は前例のない職務に身命を賭して奮闘した。こうした経験やこの間の記録、得られた知見は、各地方公共団体・教育委員会・学校において、一元的な収集・整理が十分に行われているとは言い難い。復興対応が現在も進行中であり、最優先されることや当時の対応の不備が再認識される危惧等があるとしても、資料・関係者の記憶が遺失・散逸してしまう前に、歴史的な経験としての記録の取りまとめを行うべきである。

Ⅳ その他

○ 現在、政府部内において、国家公務員の雇用と年金の接続に関する検討が行われている。地方公務員においても、総務省から各自治体に対し、定年退職する職員について「希望する者の再任用を義務付ける」とする(案)が示され、意見募集が行われている。文科省でも同様の意見募集を各教育委員会に対し行っている。また、退職手当の減額や、年金の一元化に伴う職域加算廃止後の退職給付なども検討されている状況にある。

より良い教育を行うには、これらの諸課題を早期に解消し、教職員が安心して職務に専念できる環境の整備を図る必要がある。

なお、「希望する者の再任用を義務付ける」ことに関わっては、教職員の多忙化解消及び再任用に伴う給与の減額等を考慮し、定数外での配置や新たな職制・職域の開発を検討されたい。

『第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告)』にもとづく、

第 2 期教育振興基本計画への意見

全国大学高専教職員組合

2012 年 9 月 24 日

I. 総論

『第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告)』は、「未来への飛躍」という課題に偏重していると評価せざるをえません。

教育振興基本計画がどのような将来の社会像を描きつつ策定されているかについて、揺らぎを感じざるを得ません。たとえば、前文では、「これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけている」と述べる一方で、全編にわたって、グローバルな経済競争を勝ち抜ける国家を支える人材の養成が教育の現代的な課題であるという趣旨の主張が展開されています。

また、教育振興基本計画が、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災をうけた、この時期に改訂されるということで、教育の立場から、ここまでの取組をどう評価し、課題を抽出し、新たな計画にどう反映させるかも大切なことです。1–I-(3)、2–III で東日本大震災の問題が取り上げられていますが、教育の立場から見る時、東京電力福島第一原子力発電所の事故の問題に関する言及が不十分です。この事故では、人類の英知の集積ともいえる科学的な知見を、事前に適切に評価し、それが活かすことがされなかった結果、事故は未然に防げず、拡大し、未だに被災地の復旧が遅れている状況です。学術のあり方と、その成果の社会での活かされ方が問われています。非常に残念で、また真摯に反省しなければならないことだと認識しています。日本の社会と教育界全体が受け止め、課題としなければならないことです。適切に計画に反映されていなければならないと考えます。

全編を通し、用いられている用語、言葉が抽象的にすぎ、国民がこれにもとづき共通の認識を持つことが不可能であると評価します。例えば、今後の教育の在り方の方向性として提示される 4 つの言葉などです。大切な教育振興基本計画への答申ですから、具体的方向性を共有できる言葉で示されるべきです。

我が国の教育を取り巻く諸情勢に示されているとおり、現在日本がグローバル化の流れの中に置かれているという認識は共有するものです。その上で、そうした状況のもとでの日本と国民の将来を方向づけようとする時、いわゆるグローバル・スタンダードをどう評価し、その評価に基づいて独自の公教育像や教育の質についてのスタンダードをどう築いていくかが重要な点と考えます。「審議経過報告」が、現在のいわゆるグローバル・スタンダードに敏感となりすぎ、独自性を失っていると評価します。さらには、教育のアウトカム指標についてはグローバル・スタンダードを適用し、政府の公財政負担といった努力については国際指標が言及されないことも、教育振興基本計画の本来の制定目的から言えば片手落ちであると言わざるを得ません。

グローバル化への対応に重きがおかれるばかりに、「未来への飛躍を実現する人材の養成」と「社会を生き抜く力の養成」の対象者が別個のものと想定され、それが、「多様性」という美辞のもとに覆い隠され、格差社会が固定化、拡大していくのではないかという懸念をもちます。格差是正のためには、教育における家計負担から公財政負担へ

の移行が必須です。こうした取組をこそ、計画の中に明確に盛り込むべきです。

今回の教育振興基本計画は、平成 20 年度からの第 1 期のものに引き続く第 2 期を制定しようとするものです。第 1 期の期間中の政府の取組についての総括が十分なされた上で、それが反映された計画に向けた答申への考え方とは評価できません。十分な記述にもとづく総括が共有されているべきです。

その意味で、国の諸施策の中での教育の位置づけを、再度明確にする必要があります。政府の責任の明確化が必要です。前述のとおり国による公財政負担を適切に国際比較のもとで検証すること抜きに、次期の計画はありえないと考えます。

なお、この文書の取りまとめの主体がどこにあるのか疑わざるを得ない文言、言い回しが随所に見られます。たとえば、p.9 に「教育の機会の確保と質の向上を図ってきたところで　ある」であるとか、p.10 に「3 つの要素を育むことを明確にした」など、この間、行政が施策として行ってきたことを、主体として述べているのは、審議会の独立性に疑問を抱かせるものです。

II. 『第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告)』への意見

第 1 部

I-(3) 東日本大震災からの教訓（p.4）

東日本大震災を教育の立場から見る時、東京電力福島第一原子力発電所の事故の問題を避けて通ることは不適切である。この事故では、人類の英知の集積ともいえる科学的な知見が、事前に適切に評価され、それが活かされなかった。学術のあり方と、その成果の社会での活かされ方が問題であった。これは、「教訓」以前に日本の社会と教育界全体が受け止め、課題としなければならない事項として、適切に表現されていなければならない。

具体的には、市民の放射線被曝に対する知識と理解に代表されるような、科学的知識と科学リテラシーが、どうして身に付いていなかったのか、知識の与え方、得られた情報を自分自身で処理し考え新たな認識とする、その過程に関する学習ができていたのか、問われなければならない。また、学術の成果のうち、政策決定に都合の良い部分がつまみ食いされ、不都合な成果は取り入れられないといった事態が継続的におこり、このことが事故を未然に防ぐことができず、あるいは被害を最小限に留めることができなかった原因となった。学術と社会の在り方について総括が必要である。その上で、学術を担う高等教育と、成果を活用する社会のそれぞれの課題を展開すべきである。

II-(1) 第 1 期基本計画の成果と課題（ｐ.9）

国際調査の結果の活用については、慎重であるべきである。PISA の結果の要因の一つである教育への投資について、たとえば文部科学省の『教育指標の国際比較』（2011 年版）p.44 では、日本で教育費の公私負担、私費の中での家計負担の比を示し、OECD 諸国と比べ日本での公財政負担率が低いこと、家計負担率が大きいことを示している（小学校就学前教育段階についての参考として取り上げられたことは評価するが、残念ながら日本の教育階梯の各段階について同様のことが言え、それが学習を阻害している)。

III 「4 つの基本的方向性」のうち、「未来への飛躍を実現する人材の養成」に関する指摘等（たとえば p.17）において、いわゆるグローバル化を前提として無批判に受け入れすぎていると考える。独自の公教育像と公教育の質的スタンダードがあってよいはずである。「質の高い教育」が強調されているが、その際の「質」とはいかなるものかを問わなければならない。「新たな価値を創造する人材」「国際的に活躍する人材」の育成が強調されるが、すべての国民がそういった人材になりうるわけではないことを前提に、どんな人でもそれぞれの社会的貢献をすることでディーセントな人生を送れることができるように配慮することが重要。

II-（2）「第 1 期計画の総括と今後の方向性」(p.16)において、「PDCA サイクルが、教育行政、学校、学習者等の各レベルにおいて、必ずしも十分に機能していなかった」としているが、例えば、教育先進国と言われるフィンランドでは学校自治を重視し、教育内容・教育方法等について教育現場の自主性を尊重している。教育現場の自主的取組みにもとづく適切な評価と改善を支援するという視点こそ必要と考える。

III-(1)「社会を生き抜く力の養成」（p.18）、IV-（2）「4 つの基本的方向性を実現するための共通理念」(p.26)など各所で、「多様性」が強調されている。政府はこれまで「多様性」を強調しつつ、社会諸制度を格差的に再編成したり、多様性の結果としての格差的処遇の受認を国民に要求したりしてきた。ここでも「多様性」は美しい言葉でさまざまに修飾されているが、それだけでは国民にも信用されないだろう。こうした用語にもとづく方針に基づいて遂行される政府の諸施策は、国民の合理的選択によって何度も破綻させられてきていることに留意すべきである。

III　「4 つの基本的方向性」で示された 4 つの方向性を進めるにあたって、それぞれの方向性について、教育階梯に沿って「初等中等教育段階修了までに身につける力」(p.13)と「高等教育段階修了までに身につける力」（ｐ.14）を機械的に区別したうえで、それぞれについて質の異なる「力」の育成を課題として提示している。そこで「力」の内容を表すために用いられている言葉（「生きる力」「基礎的・汎用的能力」「課題探求能力」「学士力」）の意味は充分鍛えられた言葉ではなく、これまで政府の機関が政策文書で用いた用語を掲げたにすぎない。公教育に関する議論や政府が推進しようとする教育施策の不毛の原因は、こうした内実の伴わない言葉を掲げ、その遂行・実現を行政機関や学校に求めたことで、それらが内実を伴わない場当たり的な対応に負われてきたことにある。

II-1-〇2 の（高等教育段階）(p.12)での、「大学改革を迅速かつ協力（ママ）に酸い寸する必要がある」や、「よりスピード感を持って改革を進めるべきなどの指摘がなされている」にについてエビデンスが示されていない。こうした、一部を全部であるとするような議論に基づく「大学改革」の方向づけが、現在の大学の教育現場を困難なものにしている。大学における自主的な教育改革を推進する条件整備が必要である。その際、大学が大学であるための普遍的に必要とされる点を強調し、かつそれを確実に実現するための支援計画を立てるべきである。

「ロ　未来への飛躍を実現する人材の養成」（p.15）の項で、「基盤としての社会を生き抜く力」を明示し、これを「特定の人材だけではなく、すべての人材にとって必要な

もの」としていることは、評価できる。こうした視点を、実際の施策に反映させるべきである。

III-(1)「教育政策の意義」の項(p.26)で、「教育の成果が、教育を受けた本人のみならず（中略）「未来への投資」あるいは社会参加を保障する「セーフティネット」として公的な性格を持つ営みである」と指摘している。非常に重要な指摘であり、この理念が社会構成員全体に届くよう、具体的施策によるメッセージを発出することが大切と考える。

III-(3)「学びのセーフティネットの構築」（p.23）（格差の再生産等の払拭）での、条件整備の対象が、「家庭の経済状況や子供の学力等に応じ」となっており、限定されすぎている。「生涯学習」を実態あるものにし、学びつづけることが出来る社会を構築するためには、誰もが公的に支援を受けて経済的な心配なく学習が出来る環境こそを作らねばならない

第 2 部

I 「4 つの基本的方向性にもとづく方策」-(1) 「社会を生き抜く力の養成」（p.32）のいずれかの項目に、「高等教育にあっては、教養教育を重視し、充実する」「高等教育へのアクセスを公的に最大限保障するため、高等教育を漸進的に無償化する」「生涯の各段階で高等教育を受ける権利を保障する社会制度と公的支援（給付型奨学金）を実現する」を盛り込むべき。大学の学生納付金のうち、入学金を徴収しているのは OECD 諸国中日本だけであり（『教育指標の国際比較』（2011 年版）p.50）、こうした条件が、生涯の各段階での学習を困難にしている。

「(2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組」（p.48）に、「大学にたいする公財政支出割合を高め、大学の経営基盤の強化を支援するとともに、大学の自治を尊重し、各大学の判断による大学改革を支援する」を盛り込むべき。

I-2 未来への飛躍を実現する人材の養成（p.66）

観点として、「すべての国民に対し、等しく教育を受ける機会を保障することを侵害するような事態とならないよう、十分な配慮のもと、計画を推進する」を盛り込むべき。

I-3 学びのセーフティネットの構築（p.74）

取組として、「国の義務として、給付制奨学金の創設とその拡充に数値目標を設ける」を掲げるべき。

I-4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成（p.84）

「社会・家庭」に「教育力向上」を求めるのではなく、国が義務としてこの期間に何を行うのかを明確にするべきである。

取組として、「地域の大学の価値を確認、認識し、現在行われている様々な階層の多様な地域との関わりを正当に評価し、それを支援する」を盛り込むべきである。

施策 15「外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化」では、現有の教員の、グローバル対応能力を高めるための諸施策を併せて行うことが効果的と考える。基盤としての日常的な多忙の解消と合わせ、自主的な研修の支援などを行っていくべき。

III.　大学・高専等の高等教育に関わる事項に関する意見

p.13、p.76 などで、学習機会の均等に関わる記述においては、国際人権規約 A 規約 13 条留保撤回を決定した現状を受け、高等教育無償化にむけた具体的な基本計画を策定すべき。

p.20 など、予測困難な状況に対して必要な能力を身につけることの重要性を共有する。そのうえで、そのためには本当の意味での大学の自主的取り組みを支援すべき。財政的な誘導を伴う短期的評価を行うと、結果として、そうした能力を持つ学生を育てる取り組みの芽を摘むこととなる。

p.13 など、大学生の学修時間が短いことをあげ、「大学改革」が必要である根拠としている。このことは、今回の中教審答申でも言われていることであるが、学習者本人や大学の取組だけでは解決し得ない理由も関与している。とくに、教育費に占める家計負担が大きく、家計からの支援を得にくい経済的に困窮状態にある学生ほど、アルバイトによる学費支弁に多忙であり、学修時間の確保に困難を来している。授業料負担の将来の無償化に向けた軽減と、生活費の援助である奨学金を完全な給付制で導入することによって、学習者の意欲に見合う学修時間の確保ができるようにすることが重要である。

p.13 など、国立大学の改革について具体的に踏み込んだ記述がなされている。そのほとんどが、2012 年 6 月に文科省からだされた、「大学改革実行プラン」をなぞったものとなっている。このプランは、中教審大学分科会等の専門的な立場からの議論を踏まえず、文科省内のタスクフォースにおいて策定されたもので、今後、大学関係者に説明され、また、中教審においても、これを踏まえつつ大学改革の議論がなされていくものと考えている。現状において、今後 5 年間の教育振興基本計画に盛り込まれる性格のものではないと思われる。内容的には、p.50、p.100 にも記述があるが、仔細にわたり過ぎ、個々の大学の工夫による個性的な教育改革を阻害する側面を有する。
記述は慎重になされるべきである。

p.22 で、「秋季入学に向けた環境整備」を積極的に推進するとされているが、評価が定まっていないと考える。また、大学全体のトレンドではない。大学教育の改革の一つの方向性ではあるが、偏重しないよう注意が必要。

p.69 で示されている、「優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備」するとされていることは、非常に重要である。社会全体で多様なキャリアパスを準備することとあわせ、大学、高等教育機関が再生産することで社会

に貢献できるよう、若手を積極的に迎え入れる環境整備ができるよう支援を充実すべき。

p.87 で、大学の COC 機能強化について、「大学の全学的な活動を支援」するなど、大学の全学ガバナンスのもとの活動（たとえば p.97 なども）が随所で強調されている。基本施策 26（p.99）でも、単位は「個々の機関」となっている。大学は専門性を異にする異分野の融合体であり、分野間等の討議による民主的運営、自治が大学を大学たりうるものとしている。全学を強調するあまり、学内の多様性を失う方向への誘導が強すぎる。個別大学の中の多様性を認めつつ、それぞれが有機的につながり合いながら機能の強化を目指すビジョンに改めるべき。

p.102 で、大学の財政基盤の確立に言及している。「財政基盤の確立」を図るとしつつ、「基盤的経費について（中略）一層メリハリのある配分を行う」としている。まずは、法人化以降の国立大学法人への運営費交付金、とくに基盤的経費の減額についての総括を行った上で、国内の国立大学が多様性を持ちつつ、それぞれ発展できるよう、特に基盤的経費の充実を図るべき。

平 24 年 9 月 24 日

高専の現状・課題と「第２期教育振興基本計画」への期待

独立行政法人国立高等専門学校機構

中央教育審議会教育振興基本計画部会におけるご審議において、意見を申し上げる機会を与えていただき、感謝申し上げます。

高等専門学校は、中学校卒業後の段階から５年一貫の実践的専門教育により、幅広い分野で活躍できる実践的・創造的な技術者を養成してきており、卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、質の高い教育を行っている機関として国内外から非常に高い評価を受けてきました。

中堅技術者の養成機関として発足した高等専門学校ですが、産業技術が急速に高度化する中で、優れた資質と高い意欲を持った卒業生が企業の中で高い位置付けの技術者として活躍し、開発から現場まで様々な場に対応する多様な技術者を輩出するに至り、高等専門学校の存在はより重要となってきていると感じております。

一方、近年では、15 歳人口の減少、理科への関心の薄れ、高等教育のユニバーサル化など、高等専門学校をめぐる状況は大きく変化してきています。このような中、高等専門学校制度は今年で創設 50 周年を迎え、今後の充実・強化を図る上で、高等専門学校制度をめぐる様々な課題についても検討が必要な時期となっております。

これまで高い評価を受けている高等専門学校教育を更に発展させていくためには、カリキュラム等の教育内容の充実のみならず、学生の学習意欲を含めた教育効果をも左右する施設･設備など教育基盤の整備・充実を図ることが必須であり、その上で、高等専門学校自身が、引き続き高等教育機関として今後の国際競争の中で実力を発揮し社会に貢献できる技術者を育てていくため、地域を重視しつつグローバルに活躍できる人材（グローバル人材)、環境・資源などの幅広い視野を持って持続的な技術を開発できる人材（T 型・π型人材)、それらに向けて発想を展開できる人材（イノベーション人材）の育成が重要となってくるものと考えております。

現在、高等専門学校の学校数は国立 51 校、公立 3 校、私立 3 校で、学校種としての規模は大きくありませんが、ほとんどの高等専門学校において専攻科を設置し、本科の学生数約 5 万 6 千人（1 学年約 1 万 1 千人)、専攻科の学生数約 3 千人（1 学年約 1、500 人）は、高等教育レベルの技術者養成規模において約 12%を占めており、日本の技術者養成を支える重要な位置付けとなっております。

今日、極めて厳しい状況にある我が国の製造業をはじめとする産業の状況を踏まえると、高等専門学校の役割は極めて重要となってきていることから、教育振興基本計画の策定において、高専の今後の在り方について記述いただきますようお願い申し上げます。

【参考】

平 24 年 2 月 24 日

高専の現状・課題と「第２期教育振興基本計画」への期待

独立行政法人国立高等専門学校機構

中央教育審議会教育振興基本計画部会におけるご審議において、意見を申し上げる機会を与えていただき、感謝申し上げます。

以下に、まず高等専門学校の現状と課題を述べた上で、「第２期教育振興基本計画」への期待を申し上げます。

１　高等専門学校の現状と課題

(1)沿革と現状

高等専門学校制度は、産業界からの強い要請に応え、中学校卒業段階からの 5 年一貫教育により優れた実践的技術者を育成する高等教育機関として、昭和 36 年の学校教育法改正により創設され、翌 37 年に第一期校の国立高専 12 校が設立されました。したがって、本年は高専創設 50 周年に当たります。

その後、社会経済環境の変化を踏まえ、高専卒業生に対し、より高度な技術者教育を受ける機会を提供するため、昭和 51 年に長岡・豊橋の両技術科学大学が創設され、平成３年には高専専攻科（２年間）の制度が創設されました。

現在、学校数は国立 51 校、公立３校、私立３校で、ほとんどの高専が専攻科を設置しており、本科の学生数は約 5 万 6 千人（1 学年約 1 万 1 千人）。専攻科の学生数は約３千人（１学年約 1,500 人）となっています。これは、高等教育レベルの技術者養成規模の約 12%に相当します。

また、本科卒業生の 50%強が就職、40%強が進学しており、進学者のうち約 20%が両技科大へ、約 40%が他の大学へ編入学し、約 40%が高専の専攻科に進学しています。さらに専攻科修了生は約 2/3 が就職、約 1/3 が大学院等に進学しています。

(2)高専教育の特徴

（本科）

高専の教育には、次のような特徴があります。

①一般科目と専門科目の「くさび形カリキュラム」により、学術的な基礎と実践的技術力のバランスのとれた教育を実施していること。

②実験・実習や企業と密接に連携したインターンシップなどの実践を通した教育活動を重視していること。

③課題設定型学習（PBL）による問題解決能力やコミュニケーション能力などの養成を含むエンジニアリングデザイン教育を実践し、ものづくりの全体を見通せる能力を育成していること。

④各種のコンテストやシンポジウムなどに学生を参加・発表させ、積極的な学習意欲とプレゼンテーション能力を育成していること。

⑤課外活動や学生寮の生活を通した全人教育を実施していること。

⑥企業経験者の教員（全教員の約 3 割）や現職又は退職した企業技術者の講師等によ

り、産業界の実情を踏まえた教育を実施していること。

（専攻科）

高専の専攻科は、5年間の本科教育の基礎の上に、より高度な専門性と幅広い視野を持った技術者を育成するため、次のような特徴を持った教育を実施しています。

なお、大部分の専攻科は、本科４～５年と合わせた４年間の課程に対して、日本技術者教育認定機構(JABEE)から大学学部レベル相当の工学教育プログラムとしての認定を受けており、ワシントン・アコードを通じて国際的通用性を認められています。

①本科での研究内容を特別研究でさらに深めるなど、本科の基礎の上に継続的な一貫した教育研究指導を行っていること。

②学際・複合科目の開設や異なる専門分野が融合した課題設定型学習（PBL）により、複眼的視野やマネジメント能力、経営感覚の育成を重視していること。

③産業界との連携を一層強めた長期インターンシップや共同教育を実施していること。

④海外インターンシップや国際学会での発表などを体験させることにより、国際性を涵養すること。

(3)高専教育に対する評価

高専教育のこれまでの実績については、各方面から高い評価を得ています。

特に産業界においては、現在の厳しい経済状況の下でも、高専卒業生に対して、高い求人倍率(平成 22 年度卒業者で 15.2 倍)と就職率(同じく 98.6%)を維持しており、企業の人事担当者に対するアンケート調査の結果でも、高専卒業者への満足度は高くなっています(後述する平成 20 年 12 月中教審答申参考資料参照)。

このような高専について、中央教育審議会は、平成 20 年 12 月に「高等専門学校教育の充実について」の答申をとりまとめられました。その中では、高専の役割が創設当初の「中堅技術者」の養成から「幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者」の養成に広がっているとの認識を示した上で、社会経済環境の変化に応じた学科再編や新分野への展開、専攻科の充実、産業界との一層の連携、国際的な展開など、高専の高度化への期待が述べられています。

また、平成 23 年１月にとりまとめられた「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申は、学校教育全般にわたるものですが、あらためて平成 20 年答申を踏まえた取組への期待を示すとともに、特に専攻科の位置付けの明確化、大学院との接続や学位授与の円滑化の検討の必要性にも言及しています。

国際的にも、OECD は、平成 21 年３月に発表した「日本の高等教育政策レビュー」中で、「高専は高度の職業訓練の質のみならず、日本の産業界(特に製造業)のニーズへの対応において、国際的に広く賞賛されている」と述べています。最近では、平成 23 年 10 月 3 日のワシントンポスト WEB 版が ”With workplace training, Japan’s Kosen colleges bridge skills gap”と題する特集記事において、日本の高専が産業界のニーズと学校教育のギャップの橋渡しに成功していると評価しています。

(4)高専の高度化に向けた重点課題

我が国における大学等の高等教育機関は、法人化の下で個性や機能を高め、ガバナンスを強化し、自主・自律的な改革を進めようとしています。国立大学法人は、第二期中期計画に具備すべき機能を書き込み、地域及び国における知のセンターとして、大学設置基準の改正を受けてキャリア教育を推進しようとしています。

これに対して高専は、創設以来、技術者養成という確かな使命と機能を遂行し、キ

ャリア教育・職業教育を実施してきました。全国にある 57 の高専はそれぞれ地域に密着して活動しており、51 の国立高専を設置運営する国立高専機構は技術者養成における国の基幹的な組織となっています。

高専は、創設 50 周年を迎えた今、高専教育の高度化に向けてさらなる改革を進めていますが、目指すのは“社会のための高専”、“次なる 50 年に向けての高専”です。基礎と実践を重視し、地域と産業界と連携することで、実践的で創造性のある技術者の育成と時代のニーズに応える技術開発に取り組む基本の姿勢は変わりませんが、キーワードは、地域を重視しつつグローバルに活躍できる人材（グローバル人材）であり、環境・資源などの幅広い視野を持って持続的な技術を開発できる人材（T 型・π 型人材）であり、それらに向けて発想を展開できる人材（イノベーション人材）の育成であります。

これらを踏まえ、高専においては、次のような重点課題について、現在各種の取組を進めています。

①地域や産業界のニーズに応え、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションなどの新たな分野への展開を含め、学科再編、学科内や学科を横断したコースの設置、専攻科整備などを進め、各高専の高度化・個性化を推進すること。

②地域や産業界との一層深い連携の下に、高専の教員と企業技術者等が組織的に協力して、学生に対し、ユーザーのニーズを踏まえて何を創り出すかを考えることから実際に製作するまでを学修させる「共同教育」により、現在の技術者に求められる高い創造性・実践性を涵養すること。

③社会経済のグローバル化に対応し、海外インターンシップ、海外の教育機関との双方向の学生・教職員交流などを推進し、語学力・コミュニケーション能力のみならず豊かな国際感覚を備えた、国際的に活躍できる技術者を育成すること。

④地域や産業界との技術協力や社会人学び直しプログラム等を通じ、地域からのイノベーション創出や地域再生に貢献すること。

⑤男女を問わず若い世代の科学技術に対する関心を高め、我が国の科学技術人材の裾野の拡大に貢献すること。

２　「第２期教育振興基本計画」への期待

以上に述べた高等専門学校の現状と課題を踏まえ、「第２期教育振興基本計画」の今後の検討に関する期待を申し上げます。

(1)「グローバル人材」「イノベーション人材」の育成

「第２期教育基本計画の策定に向けた基本的な考え方」においては、我が国の教育をめぐる現状と課題等について、極めて高い見地から広範な内容が示されています。

このことは審議のはじめに当たって当然とは存じますが、今日の我が国の社会・経済等の状況を踏まえると、既に政府の各種会議や経済界からも提言されている「グローバル人材」「イノベーション人材」育成の重要性をより強調すべきではないかと考えます。

既に「基本的な考え方」の随所に触れられていることは承知していますが、全体としてこれを基軸にした初等中等教育から高等教育までの在り方を提示していただくことを期待します。

その際、これらの人材に求められる能力(語学力・コミュニケーション能力、主体

性・積極性、異文化理解等)は、一部のリーダーや先端的な研究者のみならず、程度の差はあれ、これからの我が国を支えるすべての国民に求められるものであるという視点に立っていただきたいと存じます。

(2)「科学技術立国」「ものづくり」を支える幅広い人材の育成

(1)と関連しますが、我が国の産業の強みは、やはり高い技術力に基づいた高付加価値の製品やサービスを生み出し、それを通じて世界の持続的発展に貢献するところにあります。我が国が今後ともこの強みを維持し世界をリードする存在であり続けるためには、引き続き科学技術・ものづくりの分野の人材育成を重視していく必要があります。

また、東日本大震災からの復興や災害に強い社会基盤の整備の観点からも、この分野の人材が極めて重要であることはいうまでもありません。

その場合、ノーベル賞につながるような最先端の研究者のみならず、既存の知識・技術を応用・改善して具体的な高付加価値の製品・サービスを開発し、その生産等を管理していくことのできる実践的・創造的な技術者の育成が極めて重要です。また、(1)の「グローバル人材」育成の一環として、これらの技術者に国際的に活躍できる資質を涵養することも求められます。

こうした人材育成の中核を担うのは、大学の理工系学部、高等専門学校等の高等教育段階の技術者教育機関ですが、かねてから指摘されているいわゆる「理科離れ」に歯止めをかけ、初等中等教育段階から科学技術に対する関心を持たせ、それを持続させることによって、豊かな感性を持った幅広い人材の裾野を形成することも重要です。

以上を踏まえ、教育機関と産業界・地域が連携共同して科学技術・ものづくりの分野の人材育成に取り組むことを基本的な柱の１つとして取り上げていただくことを期待します。

(3)高等専門学校の役割

高等専門学校は、１で紹介したように、地域や産業界との密接な連携の下に、以上の課題に応える各種の取組を積極的に推進しています。

また、高等専門学校は、単線型を基本とする我が国の学校体系の中で、早くから技術者としての途を目指す若者にとっての貴重な選択肢であり、若い時期からの集中的な学修により、その個性や能力を効果的に伸長させることに成功していることが国内外で高く評価されています。

既に述べたように、中央教育審議会では平成 20 年 12 月に「高等専門学校教育の充実について」の答申が行われ、平成 23 年１月にとりまとめられた「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申においても、高専への期待と課題が述べられています。

第２期教育振興基本計画においても、これらの答申を踏まえ、着実に推進していくことを明記していただきたいと存じます。

特に、平成 20 年答申では、国として「高等専門学校教育振興施策要綱（仮称)」を策定することが提言され、第１期の教育振興基本計画においても同趣旨の記述がありますが、残念ながら実現しておりません。ぜひとも早急な計画策定と着実な施策の展開をお願い申し上げます。

(4)教育に対する公財政支出の充実

高等専門学校に限らず、我が国の教育に対する公財政支出が国際的に低い状況にあることはしばしば指摘されているところです。高等専門学校においては、厳しい財政事情の下で、業務の効率化、高専間の連携によるスケールメリットの発揮、産官学連携の推進等に努めていますが、我が国の科学技術立国、ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を推進するためには、ぜひとも教育に対する公財政支出の充実を図っていただくよう要望いたします。

2012 年 9 月 19 日

「第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告)」に対する意見

社団法人日本図書館協会

1．図書館は、生涯にわたって人の学びを支援する機関であり、その役割を果たすための課題を明示することが重要である。

（1）教育基本法第三条は、生涯学習の理念を「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定した。また、図書館は生涯学習の中核的施設として、無料で利用者が求める資料・情報を提供してきた。そして、2006 年に文部科学省は「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」を提言し、図書館を幼児期から高齢期にわたり、個人の自立を支える教育機関として位置づけてきている。

（2）図書館は、人が生まれてから就学までの時期、学校教育期、社会人として活躍の時期、リタイア後の高齢期等、生涯のライフステージ毎に、その時期に必要とされる資料と情報と施設を提供することにより、人々の主体的な学びや仕事・職業、生活を支援する機関であり、生涯学習の基礎的基本的機関である。そして公共図書館、学校図書館、大学図書館等すべての図書館がその役割に応じて機能を発揮すべきことである。

そのような役割の一翼を担う公共図書館についての言及はなく、「公民館等」との語により社会教育施設に包含しているようである。図書館の手法は公民館、博物館、スポーツ施設などとは全く異なっており、またその機能も異なる。社会教育施設一般として片づけることなく、それぞれの施設の独自の機能に着目してまとめられるべきである。

（3）「第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告)」では、今まさに我が国に求められているものとして「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が示されているが、一人ひとりの主体的な学びの場こそ図書館である。

（4）障害者の学びを保障する

障害者の権利に関する条約が 2006 年に国連で採択され、日本は 2007 年に署名したが、2012 年 8 月現在まだ批准していない。しかし批准に向けて国内の体制作りが進められており、著作権法第 37 条等の改正もその一環といえる。障害の範囲を「視覚による表現の認識に障害のある者」とし、図書館がその人々のために音訳するとき、著作権者の許諾を必要としなくなった。

このような趨勢を踏まえ、障害者があらゆる場所・場面において、障害のない人と同じように、不自由なく読書や学びができるよう、条件整備が必要である。

（5）読解力を養うカギは図書館にある。一人ひとりの興味・関心に応じた読書や調べる楽しみを知る喜びこそが、読解力を育てるものであり、それを保障するのが図書館である。

（６）「社会を生き抜く力」には、変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材養成の視点からだけではなく、社会に出て生存にかかわる問題に直面しての問題解決の力という側面を図書館はもっている。そのためには「図書館を使う力」が必要であり、基盤としての「社会を生き抜く力」に図書館の果たす役割が増大している。

２．図書館機能を国民が十分享受できるために、図書館整備を促進する。

図書館は生涯学習の基礎的基本的機関と述べたが、すべての国民がそれを享受するためには、現状では十分とは言えない。

(1) 公共図書館は、国民が日常的に利用する生活便利施設である。子どもからお年寄りや障害者でも、繰り返し利用できるためには、少なくとも中学校区に一つの図書館が必要と考える。現状は中学校 9,915 校（文部科学省平成 23 年度学校基本調査）に対して、図書館は 3,190 館（『日本の図書館 2011』）であり、整備充実に向けて国の施策が必要である。平成の大合併を経た今日でも 24%の市町村には公立図書館がない。過疎や離島などの図書館設置率は極めて低い。これらの解決には自治体まかせに出来ない実状がある。

(2) 公共図書館、学校図書館、大学図書館共通の課題

① 専門職員の確保

公共図書館や大学図書館では職員の非正規雇用化が進む中で、運営の要となる専任の専門職員の確保が難しくなっている。その対策が求められる。

学校図書館においては、11 学級以下の学校にも司書教諭の発令を促進すること。また、学校図書館の専門職員として「学校司書」を配置し、教育の充実に向かう実践の成果をあげている先進的な学校の事例を文科省として広く紹介し、2012 年度から始まった学校司書配置の財政措置を自治体が具体化できるよう支援する。

人々に資料、情報を適切に提供することにより、生涯にわたる学習を支援する役割をもつ専門職員が長期にわたって安んじて継続的に職務に専念できる人事管理や制度が必要である。

② 資料費の確保

経済の低迷、財政の逼迫の影響を受けて、すべての館種の図書館で資料費が激減となっている。図書館機能の維持、発展のためにも資料費の確保は欠かせない。1993 年度から地方交付税措置されている「学校図書館図書整備 5 カ年計画」は、平成 24 年度からも総額約 1,000 億円の地方財政措置が講じられている（文部科学省「平成 24 年度からの学校図書館関係の地方財政措置について」）。しかし、自治体での実際の予算総額では年々減っている状況にある。

学校図書館図書標準を達成している割合は小学校で 50.6%、中学校で 42.7%（平成 21 年度末　文科省調査）である。公共図書館や大学図書館においても、その対策が必要である。国立大学においては運営費交付金の減額がストレートに反映している。

(3) 図書館ネットワークの充実

「学びのセーフティネットの構築」では、特に公共図書館、学校図書館とのかか

わりが深く、学校図書館の場では、子どもたちが「図書館を使う力」を習得する必要がある。それには学校図書館が日常的に開館し、地域の公共図書館、ほかの学校図書館とのネットワークで多様な資料・情報に対して開かれた図書館の機能を経験することが重要である。

３．　具体的記述に対する意見

（１）図書館の役割の明示

Ⅲ4つの基本的方向性のうち（１）社会を生き抜く力の養成　（個人の自立と様々な人々との協働に向けた力)、(多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備)（３）学びのセーフティネットの構築（社会参加の基礎条件としての教育)、(様々な困難を抱える人へのきめ細かな対応）などにおいて、図書館が果たしてきた役割が十分検証されておらず、第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策　に図書館が明記されていないことは遺憾である。

（２）現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進に図書館を明示する

第2部　今後5年間に実施すべき教育上の方策　基本施策１０現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進　は、まさしく図書館もその役割を担っている。

【基本的考え方】〇の2つ目。「各学校や公民館、図書館等の社会教育施設」アンダーラインを追加。

【現状と課題】〇一つ目。「公民館等の社会教育関係施設において行政が提供する学級・講座等」とあるが、図書館においても多様なセミナーや講座などが開催されている。これらの実績も評価すべきである。

【主な取組】１０－１「主権者としての自覚を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るための学習などの機会の充実を促進する」とあり、１０－２では「子どもの読書活動の推進」がとりあげられている。これらはいずれも図書館がその役割を果たすべき事項である。

これ以外にも、学校教育のなかで、学校図書館、公共図書館を通じて読書活動、調べ学習が行われ、自覚を育む学習の形成に機能している。また、教員の養成、研修の各段階で図書館の機能と役割について履修・研修科目に加えることが望まれる。次の基本施策に公共図書館、学校書館の役割と機能を付け加える。基本施策2　2―4　学校における体験活動及び読書活動、基本施策3　3―1　教員の養成・採用・研修の各を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築、基本施策10　10－１　現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進、10－２　様々な体験活動及び読書活動の推進、

（３）学びのセーフティネット構築に図書館の役割を明示する。

基本施策１７　学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援　　【基本的考え方】〇2つ目。家庭の経済的格差の教育格差への影響、挫折や困難を抱えた子ども・若者や非正規労働者・早期離職者等に対する学習支援、キャリアアップや学び直しの機会の提供などは、まさしく図書館の役割である。

【現状と課題】〇２に指摘があるように、「これまでこうした取り組みについては・・・必ずしも十分でなかった部分もある。」とあるが、主な取組において、図書館の果たす

べき役割を明示すべきである。例えば、１７－２　「③地域の公民館・図書館等を活用したキャリアアップ支援・・・」に図書館を加える。

これ以外にも、図書館は誰にも公平に資料・情報提供を無料で提供し、情報格差を生まない役割を果たしている。また、近年、課題解決支援の取り組みとして「ビジネス支援」などを行う図書館も増えている。次の基本施策に図書館の機能と役割を付け加える。基本施策 12　12－Ⅰ　社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進、基本施策 17　17－Ⅰ　経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援、17－２　「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援、基本施策 19　19－1　社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取組みの推進

（４）地域における未就学児に対する支援・家庭教育支援教育

地域の図書館は、ブックスタート,おはなし会、読み聞かせ、ストーリーテリング、ヤングアダルトサービスなどが取り組まれ、また、保健所など他の機関と連携を取った講座なども実施されている。公共図書館は、地域の中で子育て中の親子の交流の場ともなっている。次の基本政策にこれらについての公共図書館の機能と役割を付け加える。基本施策 4　3―1　幼児教育の質の向上、基本施策 19　19―1　社会全体で子どもたちの活動や地域コミュ二ティの形成を支援する取組みの推進、基本施策 21　21―1　コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

（５）職員、施設の充実

基本施策２９　社会教育推進体制の強化　【主な取組】２９－１　社会教育体制の強化　4 行目以下「社会教育主事、司書、学芸員等専門人材の確保と資質向上など・・」5 行目「図書館等社会教育施設の整備並びにその質の向上・・・」アンダーライン部分を追加する。

（６）学校図書館の充実

①子どもの読書活動の推進や協働型･双方向型授業などが取り上げられているが、このことを効果的に進めるためには学校図書館が機能し、子ども一人ひとりの興味・関心に応じた読書ができる環境を整える必要がある。学校図書館の機能と役割を基本施策２　2－4　学校における体験学習及び読書活動の充実など読書活動の推進に係わる提言の中に位置づける。

② 基本施策 24 では、学校図書館の整備がとりあげられている。今年度予算では学校図書館図書整備５カ年計画とともに新聞配備、学校司書配置にも地方財政措置がされた。しかし、この三つの財政措置いずれもが地方交付税措置（一般財源）であるため、地方自治体段階で予算措置されない問題がある。政府は学校図書館のナショナルミニマムを提言するなど政策的にも学校図書館の整備を奨励すべきである。

また、上記の財政措置はいずれも小中学校図書館を対象としており、高校の学校図書館には何の措置もされていない。近年、高校の学校図書館は図書館資料費の減少、学校司書の配置が減るなどの問題を抱えており、特に高校の学校図書館に対する何らかの措置を必要としている。当面「学校図書館図書標準」に高校図書館を加えるなどの措置がとれないか。また、高校の学校図書館に対する措置がないことが文面から読みとれないことも問題と考える。

③基本施策 24、主な取組の 2 で、学校図書館の人的体制の充実がとりあげられている。「学校図書館担当職員の配置促進等」の表現は第 1 期基本計画の「学校図書館の諸事務にあたる職員の配置」より、より実情を反映した表現となっているが、ここは 2009 年子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」で使われた「学校司書」の語を使うべきではないかと考える。「学校司書の配置促進等」としてほしい。

平成２４年９月２４日
財団法人　日本博物館協会

第２期教育振興基本計画「審議経過報告」に係る意見について（意見）

標記のことについて、下記のとおり、意見を提出します。
ご検討のほど宜しくお願いいたします。

記

（社会教育の機能・役割）

１，教育全体の中で学校教育の果たす役割の重要性については、よく理解できるものの、社会教育の一端に携わる立場にあるものとして、社会教育それ自体の持つ機能並びに生涯学習における社会教育の役割及び位置づけについて明記されることをお願いしたい。

（博物館の機能・役割）

２，博物館は、歴史、美術、民俗、産業、自然科学等について、具体的な体験を通じ、知識の修得や興味・関心の涵養を図る社会教育機関である。

例えば、歴史博物館は、郷土の生活・文化・伝統等について、美術館は、絵画・造形の美しさについて、科学博物館は、科学技術・産業等について、動物園・水族館・植物園は、生命・自然・環境等について、それぞれ実物を介して体験的に学ぶことのできる優れた教育機能を有する施設である。

こうした博物館のもつ教育機能・役割を明確にお示しのうえ、生涯学習の推進や学校教育との連携等について記述されることをお願いしたい。

（博物館の現状）

３，長引く経済不況や地方財政の悪化等の影響は、特に博物館を含め社会教育に強く及んでいるように思われる。

例えば、

① 調査年度がやや古いが、日本博物館協会の平成１９年度の調査に拠れば、博物館の基本的機能である資料購入費が計上されていない博物館が、全体の５６．６％に上る。特に市立博物館にあっては、６１．３％が、町村立博物館に至っては７６．４％がこうした厳しい状況に置かれている。

② 審議経過報告Ｐ１０５に見られるごとく、地方公共団体の社会教育費は、平成１１年から平成２０年の１０年間に３分の２に、社会教育主事数は２分の１に減少しており、現在はさらに減少しているものと推測される。

最近、博物館については、予算の削減、施設の廃止・統合、職員の削減、非常勤職員や兼務職員への切替が進められ、博物館の弱体化が進んでいる。

（博物館に対する支援）

４，上記のような状況を踏まえると、今後、博物館の役目を果たし、生涯学習の推進や学校教育との連携等を進めて行くためには､先ずその基盤整備としての財政的及び人的措置の充実が不可欠であると考える。

そのため、博物館に対し、運営費、事業費、施設・設備費の助成、地方交付税措置の創設又は充実等を図ることについて明記をお願いしたい。

また､学校をはじめとして博物館利用を促す具体的施策として①特別展開催事業費の措置、②博物館における教育普及事業費の措置、③博物館への移動交通費（バス借上代等）の措置，④博物館利用について協議する学校・博物館連絡会議（仮称）の設置等の明記をお願いしたい。

（目標）

５，これらの措置により

博物館の年間入館者数の着実な増加を図るとともに、小・中・高校生が学校教育活動として、１年間に１回は、博物館を利用することを目標とされたい。

以上